

令和2年第7回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和2年12月15日（月） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康兼福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画兼観光課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①一般質問

8. 議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

12月も半ばとなり、ようやく冬らしい気温となってまいりました。本町におきましても、先ほど僅かながら初雪を、議会事務局の窓より確認をしたところであります。ご出席の各位には寒暖差における体調の変化には十分ご留意をいただきたいというふうに思います。

さて、今定例会には9名の議員より一般質問の通告がなされております。本日6名、そして明日最終日に3名の議員が登壇をいたします。

申すまでもなく一般質問は政策に取組み、政策に生きるべき議員にとって最も華やかで意義のある発言の場でございます。それと同時に、住民の皆様方からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場でもございます。町政発展のために資する大所高所からの政策を建設的立場で議論し、簡明にして活発な内容のある次元の高い質問の展開を期待して挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和2年第7回大木町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

また本日も、安藤代表監査委員にご出席をお願いしております。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員　2番、野口裕子でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回は1、これから進める協働のまちづくりにおける女性の役割について、

2、不登校の子ども、保護者の支援体制についての2項目質問をいたします。

1、これから進める協働のまちづくりにおける女性の役割について。

平成31年度の審議会等に占める女性委員の比率は、国が42.4%、福岡県が39.6%、県内市町村が32.9%で大木町は31.0%と県平均を下回っている状況です。地区を代表する役員においては、私が聞いた範囲では女性はほとんどいない状況です。10月に行われた町議会議員と女性ネットワークおおきの意見交換の場で、ある地区では地区役員をやりたい人がなく、じゃんけんで負けて引き受けた夫の裏方を妻が担っている実態を話されました。

また町の経営状況では、健康、福祉、子育ての需要の拡大により、扶助費が年平均5.2%も急増している現状があります。この健康、福祉、子育ての分野は女性に関わりの大きい分野です。来年度より進められる協働のまちづくりの自治会組織に女性の役員を推進し、まちづくりに参画できる機会を増やし、個々の能力を最大限に発揮することは町の経営課題と住民自治の充実につながると考えます。町が考える自治会組織での女性の役割をお尋ねいたします。

2、不登校の子ども、保護者の支援体制について。

文部科学省の調査によると、不登校の小・中学生は2018年度16万4,528人で6年連続増加し、過去最多を更新している状況です。2016年に成立した教育機会確保法では学校外での多様な適切な学習活動の重要性と、無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、休養の必要性を認めています。学校に行けなくなった子どもも学校に行けている子どもも何ら変わりはないのに、不登校というだけでほかの子と違うという社会の目があり、その目が彼らを追い込んでいます。社会の認識を変え、学校以外の居場所を地域に増やしていき、ありのままの自分でいいんだよと言ってくれる人たちが増えることも大きな支援となります。

町の現在の把握状況と、不登校に対する基本的な考え方、今後の支援体制についてお伺いいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

まず私から、不登校の子ども、保護者の支援体制について答弁させていただき、これから進める協働のまちづくりにおける女性の役割については企画課長が答弁いたします。

野口議員がご指摘されています不登校児童・生徒、そしてその保護者、家族の支援につきましては、子どもたちの教育を受ける権利、そして学力や進路の保障という点から、本町学校教育の重大な課題として認識しております。

野口議員のご質問に対しましては、1、本町の不登校の現状、2、不登校に対する教育委員会の施策、取組み、3、今後の対策の充実に向けての3点から答弁いたします。

不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した児童・生徒をいいます。病気や経済的な理由による欠席は該当しません。

令和元年度末の時点での本町の不登校の実数は、小学生2名、中学生14名でした。不登校の出現率は1,000人当たりの人数の割合で示しており、本町は、小学生は2.1人となり、福岡県の9.6人、全国の8.3人と比較して低い出現率となっています。中学生は32.03人となり、福岡県の44.7人、全国の39.4人と比較して低い出現率となっています。

このように本町の不登校の出現率は、福岡県、全国と比較して低いものの、年々増加傾向にあり、今年度は10月末の報告で小学校が1名、中学校が14名となっており、既に昨年度末の出現率に達している状態です。

次に、不登校に対する教育委員会の施策、取組みについてご説明いたします。教育委員会では子ども一人一人の豊かな成長を支援するための教育行政施策の一つに、学校がチームとして不登校やいじめ等の生徒指導上の問題等の解決に当たるために、スクールカウンセラー等の専門スタッフを配置する学校問題相談事業を位置づけています。

具体的には町費任用によるスクールカウンセラーを全ての学校に配置し、不登校の児童・生徒及び保護者の心理面の支援を行うとともに、不登校の問題を福祉や医療面から支援するスクールソーシャルワーカー1名を配置しております。また、中学校には今年度よりスクールライフサポーター2名を配置し、不登校の生徒が登校したときの学習支援や教育相談支援を行っています。加えて各小学校には家庭教育支援員を2名ずつ配置し、朝の登校支援、保護者相互をつなぐ談話会の開催や、広報紙発行による子育て情報発信を行っております。

このような学校問題相談事業を統括するために、教育委員会事務局に指導主事兼教育相談員2名を配置しており、不登校児童・生徒や保護者への効果的な支援が継続的、総合的に実施されるよう支援体制を整え、取組みの充実を図っているところです。

また、教職員を対象とした研修支援事業として、全教職員に参加義務を命じた夏期教職員研修会を実施しており、小・中学校の共通の教育課題でもある不登校についての正しい理解と適切な支援の在り方について学び、小学校と中学校のステップを低くするための取組みを進めています。一方、町内では昨年不登校の子どもを持つ保護者がお互いの苦しい心境を理解し合い、我が子の自立

を願って情報を共有し、学び合う自発的な会、不登校を考える親の会が発足し、定期的な懇談会の開催や教育講演会や研修会の案内などの活動を行っており、教育委員会としても全面的にその活動を支援しています。

続いて、今後の不登校対策の充実に向けてについてご説明いたします。

小学校は今年度から、中学校は来年度から全面実施される学習指導要領の総則、解説編の中に不登校児童・生徒への配慮が明記されました。その中では、不登校は取り巻く環境によっては、どの生徒にも起こり得ることとして捉える必要があり、不登校とは多様な要因、背景により結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはならない。加えて、不登校生徒が悪いという根強い偏見を払しょくし、学校、家庭、社会が不登校生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であると記されています。

また不登校生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、生徒や保護者の意見を十分に尊重しつつ、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。さらに不登校の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要であると明記されています。

このような考えに基づき、保護者、学校、専門スタッフ、そして関係機関がより一層連携を図りながら、個々の児童・生徒の実態に応じた支援を行っていくことが求められています。

特に野口議員が指摘されている、不登校児童・生徒の学習機会の保障につきましては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に

関する法律、第3条第2号及び第3号において、不登校児童・生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、不登校児童・生徒が安心して教育を十分に受けられるように、学校における環境の整備が図られるようにすること、と規定されており、不登校児童・生徒についてはこれらの法令等に基づき、適切に支援を行うことが求められています。

大木町では不登校の子どもたちが学校以外で学ぶ機関、教育支援教室を設けておらず、大川市が設立している支援教室に通級しており、町内での開設を望む声が高まっています。不登校の子どもを正しく理解する適切な指導者と、落ち着いて学ぶことができる学習環境、そして財政的基盤を確立しながら、子どもたちや保護者の願いにこたえることができるよう取組みを進めてまいります。

また家庭で多くの時間を過ごしている不登校の子どもたちに対しては、その状況に応じてICT等を通じた支援も可能になるよう、通信環境を整備してまいります。

しかし、このような機器を配付しても子どもたちの心のスイッチを入れてくれないければ、機器を立ち上げて自ら学ぶことは難しいのではないのでしょうか。つまり、最も大切なことは子ども相互、子どもと教師の信頼関係、温かい人間関係の構築を基盤として、学ぶ喜びのある授業づくりを中心とした魅力ある学校づくりを進めることが子どもたちの自己肯定感や自尊感情を高め、社会的自立に向けた支援の基本と考えます。

今後もまちづくりの将来の担い手である子どもたちを誰一人見落とすことがないよう、不登校に対する理解をより一層深めるとともに、当事者の声に寄り添った支援の方法を検討し、具体化してまいります。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

来年度から具体的に進めていく予定の自治会組織の移行については、補完性の原理の考え方に基づいて、自分でできることは自分でやる、自助、自分でできないことは地域でやる、共助、地域でできないことは行政がやる、公助といった形で、なるべく現場に近いところ、あるいは私たちの暮らしに近いところで考え、行動してもらい、物事を解決していこうということを目指していくものです。問題や困り事は現場で起こっているわけですから、その解決の方法や手段は現場に近いほど分かっているという考え方に立っています。そのためには、自己決定権の拡充と財源の移譲を行う必要があると考えています。

今回ご質問の自治会組織における女性の役割については、地域課題に対応していくためには、女性の役割が今後ますます大きくなることから、積極的な女性の登用をお願いしていきたいと思っています。しかし、年齢、性別を問わず、あらゆる町民の皆さんに自治会組織に携わり、役割を担っていくことが原則だと考えています。

議員ご指摘のとおり、審議会等に占める女性委員の比率は昨年度、大木町は31%で、県内市町村平均や国県よりも低く、また地区を代表する行政区長や公民館長などの役員に女性の方はいらっしゃいませんでした。

世界経済フォーラムが2019年12月に公表した、男女格差をはかるジェンダー・ギャップ指数では、日本は前回調査の110位からさらに順位を下げ、121位となっています。日本が大きく順位を下げた理由の一つに女性の政治参加度の低さがあるとされています。

日本がこのような状況になっている背景の一つとして、アンコンシャス・バイアス、無意識の偏見があるといわれています。

戦後日本は、工業立国として高度経済成長を遂げました。この成功体験が、様々な制度や社会の仕組みに反映されているといわれており、具体的には税制における配偶者控除や年金制度での第3号被保険者などが挙げられています。このような社会背景の中で、男は仕事、女は家庭ということが無意識のうちに私たちの中に刷り込まれてきたということです。労働組合の中央組織、連合が、職場や日常生活でのアンコンシャス・バイアスについて、組合員など約5万人に尋ねたところ、何らかの形で思い当たる人が95%に上っており、性別や働き方などに対する思い込みの根強さが浮き彫りになっています。私たちは、頭の中では分かっているようだけど、無意識のうちに男女の役割分担を決めているということです。

さて、本町のこれまでの男女共同参画の取組みについては、国の男女共同参画社会基本法に基づき、平成20年に男女共同参画計画を策定しました。当時の審議会等に占める女性委員の比率は13.6%でした。その後、女性委員数がゼロだった農業委員会や公平委員会の新たな登用を図ってきたほか、平成30年には男女共同参画及び町民等の多様な視点を反映していくことを目的とした男女が認め合い社会参画を推進する条例を制定して、さらに推進を図ってきたことなどにより28%に増加しております。

先ほどのアンコンシャス・バイアスのようなものは、簡単には払しょくできるものではありません。人間の歴史の中で、意識が変わって社会が変わってきたという例は、ほとんどないといわれています。そうであるならば、制度や仕組みそのものを変えていこうということが必要ではないかと考えています。その一つにクォーター制度が挙げられます。議員をはじめ公的機関、会社役員な

どの男女割合を一定比率で割り当てる制度のことで、世界130か国以上で導入されており、フランスでは議員数が男女半々と定められているということです。メリット、デメリット、賛否両論あるかと思いますが、このような大胆な取組みを行っていかないと、ジェンダー・ギャップは改善できないのではないのでしょうか。議員の皆様をはじめ、各種団体等と協議しながら、できることから進めていきたいと考えています。

いずれにしても、バイアスによって本来の能力を発揮できないということは大変もったいないことですので、議員ご指摘のように、本来持っている能力を発揮していただき、住民自治の充実につながるよう取組みを行っていかねばならないと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それではまず1点目の、これから進める協働のまちづくりにおける女性の役割についての再質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　日本は過去の政策につくられたアンコンシャス・バイアス、無意識の偏見により世界に随分遅れをとったものです。それでも大木町は男女共同参画計画の施策により、審議会等に占める女性委員の比率は増え、活躍の場が増えてきたと感じていましたが、まだまだ31%で答弁でおっしゃるように、県内市町村の平均を下回っています。

補完性の原理をウィキペディアで調べてみました。決定や自治などをできる限り小さい単位で行い、できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという概念と書いてありました。その下での自治会組織への移行だから、それぞれの自治会で考えていただく。自治会内での身近な課題に取り組む役員で

すから、自治会内で率先して手を挙げていただくことが最善ということでしょうが、現に今までの区長制度の中で区長、公民館長、体育部長などの女性代表はほとんどいませんでした。それを同じように自治会に任せて女性も担うようになるとは、無理があると思います。だからここで補完性の原理で補うことが必要です。今は自分たちでできないのですから、答弁でおっしゃるようにクォーター制度のような大胆な施策を進めていく必要があります。そうです。私もほかの自治体ではどのような取組みがあるか調べてみました。

内閣府がまとめた女性自治会長活動事例集を参考にいたします。自治会長を受けた人は、ほとんどの方が育成会、公民館、交通防犯員、PTA役員、民生委員、児童委員、行政相談員、自治会の会計などを務めた経験後に会長職を請けていました。最初からいきなり自治会長を受けた人はいません。それなりの経験を踏む期間が必要ということ。

また特色ある自治会の施策の例を挙げるなら、兵庫県小野市では平成25年度から女性役員を登用した町に補助金事業を実施したことで、地区の女性役員の割合が市内で33%と増加し、女性リーダーが育っているということです。ほかに補助金を支給している外郭団体や各種団体に女性役員の登用について、自主的目標値を設定していただくよう依頼されているところもあります。また自治会の改選時に町長から女性役員を登用するよう促す依頼文を送るなど、手だてはいろいろ考えられます。

いかがですか、このような手だてを講じられては。

3月18日に男女共同参画審議会より町長に、地域自治会組織編成について提言書を提出しています。また昨年の12月議会で私は審議会の役割について質問したところ、審議会からの意見を聞いたり、もしくは町長からの諮問したことに答申していただくなど、非常に重要な役割を担っているとお答えいただ

きました。今回の、この協働のまちづくりにおける女性役員の登用について、もっと内容を整理するよう諮問されることもよいのではないかと考えます。町長いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 2番、野口議員のご質問にお答えいたします。

資料もいただきまして、大変貴重なご質問をいただきまして、本当にありがとうございます。

女性活躍、協働参画の問題は本当にこれから人口減少、少子高齢化社会が訪れ、非常に困難な社会になってくる中で、やっぱり女性の役割、女性の視点、女性感覚のまちづくりは欠かせない。やっぱり女性が活躍できるような社会をつくらないと、これから持続すら危ぶまれるというか、そういう状況になってきていると考えています。そういう意味で本当に女性が活躍していただくような社会をつくっていくということは重要なことだと、私も考えております。

やっぱり何といっても、先ほど課長のほうが経済フォーラムの中での地位が非常に低いという調査報告を述べましたけれども、政治参加であるとか地域の中における中心的な役割であるとか、そういう女性が前面に出る場面があまりにも少な過ぎるという状況があると思います。審議会等の女性の割合も確かに重要なんですけれども、女性が活躍しているところをいろんな人が、女性の例えば役員さんが頑張っているとか、議員さんが頑張っているとか、そういう場面を一つ一つ増やしていくこと、これが社会における女性の影響が大きくなってきますし、そのこと自体が、そのことこそが女性の協働参画社会につながってくるのではないかなというふうに思っています。

先ほどから自治会、兵庫県の事例とかのご紹介もいただきました。提言もいただいております。自治会というのは基本的にそれぞれの地域で設立をしていただく自主的な組織でありますので、町が強制的にこうなさい、ああしなさいというのは基本的に言えないんですけれども、やっぱりこれから地域の中で健康の問題である、福祉の問題であるとか、子ども子育ての問題であるとか、さらに言えば防災、災害のときにどうするかとか、そういうときに女性の力は非常に大きいので、その中で地域の中に自治会を設立するときに、女性がしっかり中心的な役割を担っていただくというのは非常に重要なことだと思っておりますので、何らかの形でそういう自治組織を立ち上げていただく場合には、女性はもちろん、女性に限らず若い人たちも含めて、地域みんなで自分たちの住んでいる地域をよくしていくというそういう雰囲気をつくるためにも、女性の参画を何らかの形で促していきたいというふうに、私自身も考えています。

せっかく審議会を開催していただいております、現在のところは恐らく協働参画計画の達成状況とかそういうところについての確認をしていただいているような形で開催していただいているだろうと思っておりますけれども、先ほど議員が言われたように、特に今回地域で自主組織の立ち上げとかもお願いしてまいりますし、そのほかの部分でも女性が活躍できる社会をつくるためにどういったことをやっていったらいいのか、そういうことについてぜひ諮問をさせていただいて、いろんなお知恵をいただければ本当にありがたいなというふうに思っています。

大木町は数字の上では、県の数字よりも、例えば女性の登用率が、審議会等における登用率が下回っているということでもありますけれども、ただ女性活躍って結構目立つところも多いのかなというふうに思っています。先だってから女性活躍でデリ&ビュッフェくるるんが、ビストロくるるんさんが内閣総

理大臣賞を受けられましたし、女性が輝いている部分というのは確かに、大木町はございますし、この間議員さんからご紹介いただきましたけれども、木佐木小学校の校歌を変えていただいたということで、すごいことだなと思って。私全然知らなかったんですけれども、そういう動きもあると。しかもそれは、民間の中から、住民の皆様の中からそういう動きが出始めてるとするのは非常にすばらしいことなので、こういう動きをさらに加速させるように行政としてもできることをやっていかなければいけないと。単純にクォーター制度、そういうことも必要だと思うんですけれども、そういうことだけではなくて、下からそういう雰囲気盛り上がっていくような、そういう対策もしっかりやっていく必要があるのかなというふうに思っていますので、特に女性議員の野口議員の今後のご支援、ご協力をお願いしたいということをお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

以上で終わります。

議長　それでは1点目について、3回目の質問でございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　改めて言いますけれども、女性活躍は女性が男性の上に立つこととは捉えていません。参考資料ですけれども、町長先ほど言っていただきましたけれども、これは県の男女協働参画推進課の資料で、地域活動に自治会役員に女性が少ない理由というのが、責任ある役割を引き受けたがらない女性が多いからということで男女ともに40%以上あります。確かに引き受けたがらない女性もいるでしょうが、全ての人ではありません。この町には私のような引き受けたい女性もいます。さきに申したように最初から会長職ではなく、

小さな役職から経験することでその人の特性を発揮できることもあります。

そして下段の、地域の女性リーダーを増やすために必要なことでは、様々な立場の人が参加しやすいよう活動時間帯を工夫するが45%ほどありますが、これは県のアンケート結果で、大木町だとまた違った結果も出てくると思います。このようなことを調査するのも審議会の役割になるかと思えます。

余談ですけれども、アンケートでいえば、新しいまちづくりのための町民アンケート結果の町のキャッチフレーズを、読んだところ何やかんや言いながら皆さん、本当に大木町が好きなんだということが分かりました。私は「誰もが心地よいありがたいがあふれる町」というのがとても気に入っています。

協働のまちづくりで、誰もが輝くには誰もが関わることです。県の市町村における女性登用の比率目標は40%以上です。町の次期総合計画にもその目標値を押さえるべきと考えます。町長が環境先進の町として、まちづくりを支えてきた女性の協力が大きいことは常日頃おっしゃいますが、これからは表舞台でも多くの女性が自分らしく活躍できる機会を持てるよう、取組んでいただきたいと思えます。

以上です。

議長 意見ということで。

野口裕子議員 答弁は大丈夫です。

議長 それでは2点目の不登校の子ども、保護者の支援体制についての再質問を許します。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 佐賀県のNPOスチューデント・サポート・フェイス代表の谷口仁史さんがNHKのプロフェッショナルで、社会的孤立、排除を生まない支援体制を目指している活動が、数年前ですけれども放送されました。谷口さんは継続的に家庭に伺うことで、いろいろ困難を抱えている家族も一緒に力を合わせて環境を変えていく訪問型の支援をされています。当事者本人と向き合うとき、どうせ俺のことなんか誰も分かっちゃくれないという孤立の思いのときに、この人は分かってくれるかもしれないという思いを抱いてもらう重要な視点は、当事者本人と価値観のチャンネルを合わせることだと話されています。

この訪問型支援を成功させるには、専門性だけでなく価値観のチャンネルを合わせる世代の対応性も考えて、大学生などの年齢の近い経験者も一緒に活動してあるということです。支援を受けていた経験者も支援する側となり、継続的な関わりでお互いの社会性を育ててあります。

大木町はまだ施設型の教育支援教室、適応指導教室も開設されておらず、子どもたちは大川まで通級している状況です。通級の実態を調べていただきました。平成30年度が4人で不登校生徒の17%、平成31年度は5人で36%、本年度は3人で21%でした。本人と教室がうまく適応して大川まで通える子もいますが、大木中に通えない子が大川まで通うのは随分パワーの要ることで、大川の教室はよそんとやんという抵抗ある声を聞いたこともあります。子どもの素直な気持ちです。よそにやられとる。このような状況でふるさと教育は進められているのでしょうか。大木町に開所すれば地域の教育力がどんどん充実していくのに、この機会を見逃しています。

教育長が説明された、昨年発足した親の会はよりどころ、居場所ができたことで、ずっと一人で悩んでいた家族に一人じゃない、不登校は誰にでも起こり得ることだと再認識でき、緊張した毎日からちょっとだけ解放され、少しです

が安堵でき、進学や進路の情報の交換の場になり、これからのことを考える希望の場所になっています。そして継続的な活動で支援を受けていた側も支援する側につながっている状況だそうです。子どもたちにも自分に合った学びの場があってほしい。その声は切なる家族の願いです。適応指導教室を卒業した子どもが、もし高校でつまずいたとき、社会に出てつまずいたとき、一旦振り返る場所があることは心に余裕ができます。教室は、中学生そのときだけではなく、いつまでも子どもたちを迎えることができます。そのうちに、支援を受けていた子が、支援を手助けする側に回れるようにもなります。支援を受ける施策だけでは、協働のまちづくりは育ちませんよ。つまずきの原因は様々な要因が重なっていることがほとんどですが、自信がない、社会経験や生活体験が少ないことも考えられます。また、金銭活動は、社会参加の第一歩です。小学校で学ぶ生活科の延長で、大木町の堀について学んだり、町の農作物について学んだり、大木町独自の社会事実を考えた学習プログラムを準備してもよいと思います。そこに地域の教育力を生かせばいいのですから。大木町に適応指導教室がないのは、大変もったいないことと思います。いかがですか、町長、教室を開設する決断になられたでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 適応指導教室の件、これも非常に貴重なご質問をいただきまして、ありがとうございます。

本当に不登校の子どもたちの立場に立って、やっぱり一人一人しっかりと町で育てるということが重要なことだということで、議員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。現在のところ、本町におきましては、適応指導教

室は開設をしていないということで、現在、教育長のほうでこの開設に向けて、いろいろご検討をいただいているというふうに伺っています。

議員おっしゃるように、適応指導教室とふるさと教育、やっぱりそれが重なる部分があるんじゃないかなと。特に不登校の子どもさんたちというのは非常に感受性の強い、そういう子どもさんたちが多分多いんだろうというふうに思っていますので、そういう人たちがしっかり大木町で育ったそういう印象を持っていただいて社会に羽ばたくことができれば、きっといつか大木町に対して、非常に大きな貢献をしていただくことにつながるのかもしれない。そういうことも考えられますし、本当にそういう機会を今まで逃していたのかなというふうには考えていますので、議員のご指摘に関しては、しっかり検討させていただきたいというふうに思っています。

ただ私どもも、教育、子育て、健康、福祉、いろんな課題がある中で、全ての面において課題がどんどん拡大していって、それに対応せざるを得ない。じゃ、その必要な課題全てにどんどん人を増やす、予算をつけていけるような状況にあるかというのと、それもなかなか難しい。これから総合計画の中で、中長期の財政計画等を検討しますと、やっぱり将来かなり厳しくなってくるという状況がございます。

教育でいうと、今度ICTが入って、GIGAスクールの担当者を置くとか、英語教育の担当者を置くとか、そういうことも新たに必要になっておりますし、スクールカウンセラーとか、いろんな形で教育をサポートしているたくさんの方たちに今携わっていただいているという状況でありまして、その中で、どういう形で適応指導教室を大木町として置くのが一番いいのか、そこら辺もしっかり検討していかないといけないのかなというふうに思っています。

その中で、やっぱり議員ご指摘のように、単に不登校の人たちを集めて授業

をするというか、そういうことも確かに必要だと思うんですけども、そのことだけではなくて、そこからふるさと教育の方向に結びつけていくような、例えば営農体験であるとか、これから地域活動を活発に行っていただくようお願いしていくわけですけども、その中に、例えばお祭りで活躍をするとか、そういうことも含めてやっぱり考えていく、大木町ならではの教室の開催というのを検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思っていますので、そういうところを含めて、もう教育長しっかりそういうところも含めて構想をお持ちですので、そういう方向でしっかり検討をさせていただきたいというふうに思っております。非常に貴重なご質問いただきまして、ありがとうございます。

議長　ご自身の通告時間ちょっと終わっておりますので、一言だけ何かございましたら。野口裕子議員。

野口裕子議員　これからの行政改革で縦割りの弊害をなくし、妊娠から中学卒業まで子どもを切れ目なく支援する新生こども教育課が誕生する、もうこの課でぜひ多様な子どもたちと向き合ってください、誰一人残さない、見捨てない覚悟で、大木町の真の教育力を生かしていただきたいと思います。弱い者、小さい者を支える社会が、住民の一番の安心です。開設の準備を進めていただくよう、強く望みます。

以上です。

議長　以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、馬場高志議員の一般質問を許します。馬場高志議員。

馬場高志議員 1番、馬場高志です。議長に許可をもらいましたので、2つの一般質問をさせてもらいます。

1つ目は、新型コロナ対策費に報告を求めるです。

ちょっと今さらながらですけども、60分でちょっと足りないかなと思うんで、スピード上げてしゃべってみようと思います。

新型コロナ対策で様々な予算がつけられましたが、当町では、専決事項で進み、町民を救済する予算といえば、飲食店向け500万ほどのクーポンと低利融資だったように思います。施策スピードを重視して、議会の全員協議会でのみの報告協議だったため、私としてももっと町民の声を届けるべきだったと、強く反省しているところです。ただ新型コロナが日本で発生して約10か月がたちましたが、以下の現状報告を求む。

1、飲食店クーポンの総換金額、総発行額を割った換金率。今後感染症が発生した場合でも有効な施策であるか。

2、低利子融資の実際の支給額割る総予算額を求めた支給率。また、当町で倒産のケースはあったのか。

3、マスクや消毒液の在庫状況は。今回の件を踏まえて、必要と思われる在庫数は。

以上で、1つ目の質問です。

2つ目の質問、自治会の在り方を明確に示せに移ります。

この数か月、自治会制度に移行するという町長のプランへの感想を、町民30人ぐらいの方、SNS等でつながっている方たちに聞いてみました。今のところ、肌感覚で80%ぐらい反対意見なのですが、その中で聞かれた以下を確認したい。

1つ目、自治会のルールはきちんと条例で定めるのか。するとすれば、いつ頃か。

2つ目、任意団体なので、自治会移行は強制はできないが、拒否区への対応は。

3つ目、さらに成り手不足にならないか。

4つ目、職員の仕事が余計に増えないか。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。益田副町長。

副町長　1番、馬場高志議員の一般質問にお答えします。

まず、私から自治会の在り方を明確に示せというご質問に対して答弁させていただき、新型コロナ対策費の報告を求めるについては、産業振興課長が答弁いたします。

まず、行政区の自治会移行に関しましては、行政区長制度と自治会制度の違い、そして、その必要性についてご説明をしたいというふうに思います。

行政区長制度とは、町が行政運営を円滑に行うために、一定のエリアで行政区を設置して、その行政区から推薦された方を、町長が非常勤の特別職の地方公務員として区長を委嘱し、町が依頼した行政事務の補助を行わせるという行政協力制度です。これに対し、自治会とは、一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い協力し合って、住みよい地域社会をつくっていかうとする、その区域の世帯を主体に自主的に組織された地縁組織です。つまり、行政区は行政区長を中心とした行政運営上のエリアを示す言葉であるのに対し、自治会は自主的な共助組織で、住民自治を行っていく上での基礎になる組織と

言えます。

行政区もその集まりの中で、長年地域づくり活動を担ってきておりますので、一つの自治会組織と捉えることもできますが、今回、住民と行政が対等の立場でまちづくりを進めていく上で、自ら考え自ら行う住民自治の重要性を認識していただくために、改めて自治会としての整理が必要だと判断し、移行をお願いしているところです。

このため、現在の行政区エリアで自治会を組織するのであれば、ほとんど何も変わらないということになりますが、町長が委嘱する行政区長は廃止となるため、自主的に組織された自治会の代表者としては、自治会長が地域の取りまとめ役として、役員名簿を町に届け出ていただくこととなります。できればこの機会に役員体制をいま一度見直していただき、区長1人に偏り過ぎた業務の分散や女性役員の登用など、ご検討をお願いしたいというふうに考えております。

また、自治会への移行を進めるもう一つの要因は、行政区長の身分が変わったということにあります。2019年の地方公務員法改正で、行政区長の身分は、特別職の非常勤職員に当たらない有償ボランティア、私人に分類されることになったため、町が行政区長個人と委託契約を締結することは無理が生じておるという状況です。今後、組織との委託契約への見直しが必要となっております。このため、行政区という行政運営上のエリアではなく、自治会という明確な活動団体としての位置づけが必要となっているという状況でございます。

それでは、1つ目、自治会の位置づけを明確に条例化するのか。また、時期はいつ頃なのかというご質問についてお答えします。

自治会はあくまでも議員おっしゃるとおり、任意の団体、地縁組織であるため、町では条例化の考えはございません。あくまで現在の行政区が基本単位に

なるかとは思いますが、将来にわたっての共助体制、地域づくり等を考慮して検討していただきたいというふうに考えております。また、自治会への移行と併せ、1つの自治会では解決できない課題に対応していくために、小学校区ごとに地域づくり協議会、現在もありますが、コミセン等で位置づけておりますが、この体制の強化を図ることにしております。来年4月からは、専従の職員を配置して、自治会制度移行に向けての支援を行っていく考えです。

次に、任意団体としての位置づけとなるため、自治会移行は強制できないと考えるが、自治会への移行を拒否される場合の対応はについてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、自治会への移行は強制ではございません。しかし、先ほども説明しましたとおり、行政区長制度の問題やこれからの地域自治を考えますと、避けては通れない課題と認識しております。今後ますます少子高齢化が進み、地域の担い手が少なくなってくる、町の財政も厳しくなってくるという状況で、どうすれば住みよいまちを維持していけるのか。それには、自分たちの住む地域は自分たちでつくっていくという自治意識を高め、共助の仕組みを強固なものにしていくということが必要であります。そのための第一歩として捉えていただければというふうに思います。自治会への移行が進まない地域につきましては、丁寧に地域のほうに出向いて説明をし、ご理解をいただいた上で、必要な支援を行っていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の地域の担い手がさらに成り手不足にならないかというご質問ですが、地域の担い手不足は、このまま手を加えなければ、さらに深刻になってくるものと思っております。今回の自治会移行に併せまして、これからの担い手不足を含め、地域の困り事、その解決方法、地域の将来について、地域の皆さんが自分事として捉えていただきまして、行動を起こしていただくことが

重要だというふうに感じております。

最後に、4点目の職員の業務が余計に増えないかについてですが、職員はまちづくりのプロであります。町の将来を見通し、住民の幸せにつながることであれば、たとえ大変な業務であっても挑戦するのが当然の責務と考えております。今回、自治総合計画の策定作業を職員で行っておりますが、その作業を通して、地域の自治力を高めていくということは、これからのまちづくりに欠かせない重要課題だと職員一同認識をしておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解、ご支援をいただきますようお願いいたしまして、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 1番、馬場高志議員の一般質問にお答えいたします。

最初のお尋ねであります飲食店クーポンの換金率についてお答えいたします。

5月1日から第1弾の飲食店等の支援、予算額300万円として、商工会で指定されましたお店40店舗でのテイクアウト・デリバリー支援事業が実施されました。1回のお買物2,000円ごとに500円のクーポン券、応援感謝券ということで発行するというものでございまして、その発行予定枚数は5,200枚、260万円分でありました。事業結果といたしまして、予定枚数全てが発行され、そのクーポンを受け取られた消費者が1,000円以上のお買物時に利用され、換金された枚数は4,265枚、213万2,500円、換金率は約82%となっております。

第2弾の飲食店等に対する支援事業といたしまして、600万円の事業費を組みまして、7月中旬より実施しております。第2弾の事業スキームは、1回

のお買物2,000円ごとに500円のクーポン券を発行する仕組みは同じでございますが、それは全て進呈されまして、進呈された応援感謝券は1,000円以上のお買物時に使えます。ただし、第2弾では、地域振興券が使えるお店も指定されるということで、約100店舗に拡大し実施がされてございます。第2弾時の応援感謝券発行数は1万枚、500万円分で、そのうち商工会で換金された枚数は7,592枚、379万6,000円、換金率は約75%となっています。

なお、第1弾の確定した事業額は259万1,154円、第2弾の事業額は431万9,868円で確定しており、事業費は、応援感謝券500円分に対する助成のほか、チラシや応援感謝券の印刷費及び指定店を対象としました新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る消毒液等の購入費も含まれてございます。

本支援事業につきましては、商工会より支援要望がなされ、飲食店等々の支援策といたしまして、大変有効であったとの評価をいただいております。しかし、今後につきましては、感染症拡大の状況や国・県の支援対策の方針、社会情勢等を勘案し、商工会と協議・連携を図りながら、有効で実効性のある対策を講じていきたいと考えております。

次に、低利融資の実際の支給率と当町で倒産のケースはあったかについてお答えいたします。

最初に、当町についてコロナ感染症拡大による倒産についてでございますが、商工会や新聞報道等においてお聞きはしていないということでございます。

預託金融資制度につきましては、令和2年度の当初予算において、町内にあ
る金融機関、福岡銀行と大川信用金庫合わせて7,500万円の預託金を預け
入れ、その5倍となります融資額3億7,500万円の融資枠を設けておりま
す。また、金利負担の低減策といたしまして、利子補給率1.4%以内の措置

を取っていました。しかし、4月7日に、新型コロナウイルス感染症に伴いまして緊急事態宣言が出され、4月10日には、大木町商工会より本制度の金利及び保証料の支給等の緊急要望を受け、4月14日に要望に対する回答書を提出しております。

まず、町内事業者の売上げの減少が想定されることやコロナ感染症の収束がいつまで続くのか分からない中において緊急的に実施すべきことは、事業者の手元資金を厚くしておくことであることから、預託金の拡充、融資総額の限度を5億円まで、個別の融資限度額を500万円から800万円まで引き上げ、また、利子補給についても3年間の利子分を全て補給すること、さらに、融資を受ける際に発生します保証料も全額助成することとした支援を、今年度末までの融資実行分を対象に行っております。

令和2年3月末現在の2金融機関合わせて融資残額は60件、1億5,566万8,700円、今年度新たに融資申込みがあった件数は52件、2億8,717万円、これは令和2年11月末現在となっております。令和2年3月末現在の融資残高は、この間、返済計画において幾分か減少しており、融資限度額5億円に対して4億4,000万円程度、融資率として約88%と推計をしております。

3番目の質問ですが、マスクや消毒液の在庫状況につきましては、今年2月に入り、国内での新型コロナウイルスの感染拡大していく中、本町で備蓄していたマスクは、2月末時点で大人用マスク4万6,450枚、子ども用マスク1万6,000枚で、合計6万2,450枚でございました。3月に入ると、町内小中学校が臨時休校を余儀なくされるなど、感染症の影響が深刻化するとともに、感染症予防対策のためのマスクなどが市場流通しなくなり、簡単に手に入ることができない状況になりました。このような状況を受け、町では3月中旬及び

4月下旬に、町内医療機関や高齢者・障害者施設、保育園、幼稚園、学童保育所へ合計3万7,550枚を配布いたしまして、そのほか外郭団体及び職場業務用といたしまして、5,700枚を使用しております。

また、5月には緊急対策事業といたしまして、町内の3歳児から中学生以下の子どもさんたちに布マスクを配布したほか、不織布マスクを全世帯へ50枚ずつ配布するため、町内事業所より25万枚購入し、うち23万7,700枚を配布しております。

なお、5月に町内事業所より1万枚のマスクを、つい先日、別の町内事業者より3万枚のマスクを寄贈いただいておりますので、現在、町のマスク在庫数は7万1,500枚となっております。

消毒液につきましては、当初、在庫として18リットルを保管しておりましたが、感染症予防対策のため、3月から庁舎内の職員や来庁者の手指消毒及び施設内の拭き消毒用のほか、消防活動用、災害時避難所用として、消防法上の危険物に該当する消毒用アルコール、アルコール濃度が60%以上は貯蔵、取り扱う場合の数量が定められていますので、適宜アルコール濃度が異なる数種類の消毒液を、在庫状況を見ながら、計245リットル購入しました。3月から11月まで、手指消毒及び各施設内の拭き消毒に要した量は、合計で169リットルほどで、一月当たり18.8リットルを必要量としています。

なお、7月に町内外2社の事業所より、アルコール消毒液500ミリリットルを275本、アルコール除菌スプレー300ミリリットル170本、アルコールハンドジェル500ミリリットル30本を寄贈いただいたものについては、各小中学校や各行政区へ配布し、一部のものは避難所に保管しております。

現在の消毒液在庫数は、危険物に該当する高濃度アルコール消毒液76リットル、それ以外の消毒液18リットルに加え、つい先日、再び町内事業所より

寄贈いただきましたアルコールハンドジェル500ミリリットル144本、アルコール溶剤配合消毒液800ミリリットル72本及び4.5リットルボトル33本を保管しているところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症のように、緊急事態に備えて必要と思われる在庫数につきましては、現在は市場における流通の見通しも十分確保されていると思われまますので、当面はまず、子どもや高齢者及び災害等避難を余儀なくされた方々への対応ができるよう、マスクについては現在保管しております約7万枚と、消毒液につきましては消防法の規定に基づく貯蔵、取り扱う場合の届出、申請が必要のない80リットル未満を一つの基準として、常時備蓄しておく必要があると考えております。

最後に、本日配付しております大木町新型コロナウイルス感染症緊急対策のとおり、第1弾から12月補正の第7弾まで、産業活動及び町民生活のほか、小中学校等における対策等も含め、多様で柔軟なコロナ感染症予防対策を講じておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の新型コロナ対策費についての報告の1番、飲食店クーポンの総換金額等々の再質問ございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　ありがとうございます。

どちらも換金率が75%以上あったということで、実用性が確認できたので助かりました。ありがとうございます。

また、3月以降、世界中がおびえる中、当町のインターネット環境も遅い中で、いろんな国が政治主導で強制でテレワークとかオンライン会議なんかを実

際に行って、日々日常的に使いこなしている状況です。日本国内では、都市から地方に人が流れ出した8月以降に、地方移住希望者に向けて補助金制度なんかも結構出て、実績を今出しているところもあると聞いております。福岡市は既に認め印を事務手続からなくしていますし、この一般質問の通知書に押してある私の印鑑も、事務所に預けている認め印を使っている感じです。

以上を踏まえて、町長に短めに、なぜこれらのチャレンジをしてみないのか。以上です。

議長 暫時休憩します。

休憩	時	分
再開	時	分

議長 それでは、再開いたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

本当この1年、新型コロナウイルスに振り回された1年でした。いろんな事業活動、社会活動が制限、自粛される中で、本当に事業者の皆さん、町民の皆さん、大変な思いをされたかと思っております。行政としても、議会の皆さんとご相談をしながら、必要な対策を講じてまいったつもりであります。まだまだ十分ではなかった面もあるかというふうに思っております。まだ

まだこれからコロナ感染さらに拡大をしていくという懸念がございます。寒くなってくると、インフルエンザとの同時進行というのも心配されますので、そういうところについては、これからしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。何より大木町は、9月上旬に感染者の方確認されて以来、まだ感染された方は確認されておられません。本当に住民の皆さんの予防対策しっかりしていただいているということに対して、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

コロナ対策は、ウィズコロナとかいろいろ言われますけれども、やっぱりコロナ感染症を経験することで見えてきた新しい部分というのがございまして、やっぱり国もそういう新しい社会の在り方、そういうものを模索していく必要があるということはしっかりと発信をされているところであります。

本町でも、特にインターネット環境がまだまだ不十分でありまして、これはコロナ以前からそういうご指摘を随分いただいておりますので、現在、やっとならんと新年度に向けて、インターネット環境、光ケーブルが導入できる見通しになってまいりました。さらに、小中学校のG I G Aスクール構想、タブレットを全員にお配りして、家庭でのパソコンを通じた授業等の対応もできるように、現在、その整備を進めているところであります。町としましても、来年、パソコンのリプレース時期に合わせまして、W i - F i 環境などを整えまして、テレワーク、オンライン会議等については積極的に導入をしてまいりたい。本当に今回のコロナ禍を教訓に、新しいそういう取組み、社会の在り方、そういうものを積極的に対応していかなければならないというふうに思っております。

また、議員からご指摘をいただきました、この間、都市圏においては、都市周辺部へ移住をされている方が多いということが、随分ニュースになってまいりました。移住対策というのは、本当にこれもコロナ前から本町におきまして

もいろいろ取組んできたわけで、本町におきましては、主に移住対象としては、新規就農者に焦点を当てて取組んできたところであります。今回のコロナを契機に、まずはそういう新規就農者、新しい農業者の方に移住していただけるようなことについては、これからもさらに取組みを進めていかなければならないというふうに思っております。

あと、今回ICT環境あたりも整えて、例えばもう東京にいなくても仕事ができるという、地方にいても仕事ができるんだよということをしきりに言われますけれども、本町におきましては、まだまだそういう条件が整っていない状況であるというふうに認識をしています。ですから、議員おっしゃるように、これから議会とも議論しながら、そういう例えば福岡市に勤めている方がテレワークで大木町で仕事できるとか、大木町に事業所を移して仕事できるとか、そういうような環境ができないかどうかというのは、しっかりこれから検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、印鑑を廃止する制度、これは多分マイナンバーカード等の推進と併せて、国のほうも今旗を振っているんだろうというふうに思っています。久留米市がいろいろ取組みを進められているというようなことでございます。行政システムの中で、今まで印鑑を使うというのが原則的に進められてきましたので、それを廃止するというようになってくると、いろいろ変えていかないといけない、例えば、条例であるとかいろんなところの変更が必要になってまいりますので、それはそれで検討をしていかなければいけないというふうに思っていますけれども、すぐ、じゃ、やれるのか。久留米はかなり早くからICTの導入について積極的で、恐らく電子決裁あたりも今積極的に考えてあるんだろうというふうに思っておりますけれども、そういう一環として、印鑑の廃止等についても考えられたんだろうというふうに思っています。

本町におきましても、議員ご提案のように、こういうことも進めていく必要があると思っていますので、今後、積極的に検討をさせていただきたいというふうに考えております。とりあえずは、本町におきましては、庁舎内の文書の電子化等、そこら辺については早急に進めないといけないかなというふうに思っていますし、働き方も今回のコロナを通じて、多様な働き方ができる、職員の能力を十分発揮できる働き方ができるような体制を整えていく必要があるかなというふうに思っています。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上で終わります。

議長　それでは、1番のコロナ対策費についての3回目の質問ございますか。

それでは、2点目の質問に移ります。

地域自治組織の在り方を示せというふうなことについての再質問ございますか。2の1、条例化するのか、時期はいつ頃かについての再質問ございますか。

分かりました。じゃ、新型コロナ対策費の2番の低利融資の実際の支給額、総予算、支給率、また当町での倒産のケースはあったのかについての再質問を許します。

馬場高志議員　もうちょっと半分時間が過ぎちゃったんで、かなり考えていたよりも、こっちからの質問飛ばしています。

さっきの支給率、融資のほうで88%だったということで、ほぼ予定どおりだったのかと思います。ただこういったことは、始めるときはいろいろ広報出されていますけれども、特にこういった住民に直結するプロジェクトの結果に対しては、年に1回、施策の成果とか出していらっしゃいますけれども、それ以外にもやっぱりホームページ等で早めに、大切なお知らせってコロナ情報と

か出していらっしゃる、ホームページに四角の枠があったと思うんですけども、そういったところに報告も早めに出すべきではないかというふうに思っております。

以上です。提案だけで終わります。

議長 その報告の在り方についてということで、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 すみません、質問に対してちょっとお答えいたします。

この町の預託金の融資制度につきましては、2つの町内にある金融機関でございまして、その対象となる方は、事業所の方の個人事業主も含めてでございますけれども、その方たちが商工会を通して、預金の枠がどれぐらいあるか、各支店ごとにその預金枠を持ってございますので、そちらのほうで、営業の中でお客様にそういった町の預託金はどれぐらいあるかということをお伝えいただいているということでございます。

また、金融機関さんでございますので、他の商品も様々取り扱っていただいております。また、セーフティーネットも国の関係の融資制度もございまして、県が支援をしております融資制度もございまして。それらを事業所様、顧客の方になるかと思っておりますけれども、その方々のご相談に乗られて、それに合った融資をされているんだろうというふうに認識をしているところでございます。

以上で、質問に対する回答を終わります。

議長 それでは、コロナ対策費の2番についての最後の質問でございますか。ないですね。

じゃ、次に、新型コロナ対策費の3番、マスクや消毒液の在庫状況、今回の件を踏まえての必要と思われる在庫数についての2回目の質問でございますか。
馬場高志議員。

馬場高志議員　マスクと消毒に対しては分かりました。ただ当町が感染者数が少なかったのも、あまり必要性を感じなかったのかもしれませんが、感染者数が多かった地域では、使い捨ての手袋とかフェイスシールド、プラスチックの顔を覆うやつとか、防護服が足りないケースとかも続出しています。特に人口が多かったところ。今のうちに備蓄するべきだと考えます。

さて、備蓄スペースは、私が見る限り、西側の別館の駐車場のところと、もう道の駅のところにあるコンテナぐらいしか見かけないのですが、現状足りているのでしょうか。また、洪水とかになった場合、コンテナの中身というのは水につかたりとかはしないのでしょうか。一応確認まで、質問です。

議長　それでは、答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　馬場議員の再質問にお答えいたします。

備蓄品につきましては、先ほど馬場議員が言われましたとおり、西別館のコンテナ、それから、西別館内の2階の部屋、そこに収納しております。そこにはマスク等7万枚、そのほか必要な備品類を保管しておりますので、もし万が一水害等の災害が発生した場合においては、確かに駐車場内にあるコンテナにつきましては、若干危険性は高いと思われませんが、西別館2階に保管していますほとんどの備蓄品については、影響はないと考えております。

また、今後必要な備蓄品が恐らく出てくると思います、必要になってくると

思います。そういったものについての保管については、またそういった災害を考えた上で、十分万全な場所をしっかりと検討して、そこに保管してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長　それでは、マスク、消毒液の在庫状況についての最後の質問でございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　ありがとうございます。

ちょっと時間ないんですけれども、最後ちょっとかわいい提案をさせていただきます。イベントも今すごく開催しにくい状況で、せめて何か楽しくなる音楽とかイルミネーションとか、そういったもので町民の方を励ましてみたらどうかと思うんですけれども、役場の屋上から流れるお昼と午後5時の防災メロディー、これを費用かけずに音楽変えられるのであれば、今だけ例えば、ちょっとかわいいですが、クリスマスの音楽とかお正月の音楽とか変えてみるなんてどうでしょうか。総務課長、もし費用がかかるんだったら、季節ごとで何か変えられるような曲を追加するのに予算を出していただけないかなと思います。

以上です。

議長　答弁を許します。池末総務課長。

総務課長　馬場議員のご質問にお答えいたします。

現在、12時のミュージックチャイムにつきましては、あれは消防サイレンを利用したミュージックチャイムでございます、そのシステム上、出力アン

プの中に内蔵されてあります14曲の構成で成っております。現在、12時については、ふるさとという曲を流しているわけですが、それ以外については、たしか野ばらとか家路とかエーデルワイスとか、あと蛍の光、そういった誰しもが子どもから大人まで聞いたことのある童謡曲とか民謡曲とかピアノ曲とか、そういったものが内蔵されております。これの内蔵されている14曲から選曲することは可能でございます。ただし、それ以外の曲となると、そのアンプそのものを変える必要がございますので、当然1台約10万円前後いたしますので、そういった費用がかかってくると。

5時にまた鳴らしております、これは防災行政無線のスピーカーから流しているもので、こちらにつきましては、現在、夕焼小焼の曲を流しておりますが、5時についてはやはり夕焼小焼をもう長年放送してきておりますので、この曲が鳴ったら家に帰ろうとか、そういう子どもたちがその曲を長年聞いてきておりますので、曲の変更については、今までそういったご要望もなかったんですが、5時にかけている防災行政無線用については、これは音源を録音して流すことができますので、ほかの曲に費用をかけずに変えることは可能ではございます。ただし、曲についてもやはり著作権が切れているものとか関係ないもの、自由に使える曲であれば、随時変更しながら曲を変えることは可能であります。その点についてはこれまでそういう曲の変更の要望がなかったため、ずっと同じ曲を使っているという状況でございますので、万が一ご提案のように、少し時期に応じてとかというのは非常にいいご提案かと思っておりますので、ちょっと内部でそこについては協議をさせていただければと思っております。

以上でございます。

議長　それでは、2点目の自治会組織の在り方についての1番についての再

質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　　ちょっと早めに話します。

最初の副町長の説明の中で、私人への委託契約が無理と言われていましたが、2018年12月の全国町村会での総務部法務支援室の資料、非常勤職員の整理と分類についてという資料では、弁護士さんいわく、私人への委託も理論上可能と述べていらっしゃいます。また、朝日デジタルの2020年1月23日の記事によると、宮城県気仙沼市、角田市を含む5市は、区長を私人として位置づけた上で、委託契約の中に個人情報守秘義務を盛り込んでいるようです。同じ4月1日に、埼玉県寄居町も役場のホームページで、区長は私人となるが、業務内容に変更はなしと告知されています。つまり、継続を選択したということです。以上を踏まえた上で、現状維持を選択する区の区長に委託契約ができないと言われるのであれば、その根拠の提示を求む。

議長　　答弁を許します。益田副町長。

副町長　　馬場議員の再質問にお答えしたいと思います。

委託契約に無理が生じているという意味合いにつきましては、今、行政区長さんに広報等の配布物を踏まえ、委託契約を結んでいるわけですが、この金額については100万円を超える高額になっている区長さんたちもいらっしゃるという状況で、この100万円を超えた分について、この委託契約、私人との契約をそのまま結ぶということに対しては無理があるという判断でございます。要するに、ボランティアであればボランティアの金額内に収めるということでは対応が可能であれば、そういう道を選んでいる自治体があることは私も承知を

しております。ですが、今回、このような内容については、やっぱり組織と
その契約をするということが妥当であろうという判断を取りまして、地域のほう
とも協議をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

議長　それでは、自治会の①についての3回目の質問でございますか。馬場高
志議員。

馬場高志議員　今までのお話の流れでいうと、法的にはオーケー、総合的に
判断したら駄目というお答えだったのかなというふうに思うんですけども、
やっぱりちょっと法的に可能であるのであれば、私人との委託契約という判断
も残しておくべきではないかと思うんですが、再度それをお尋ねします。

議長　答弁を許します。益田副町長。

副町長　馬場議員の再質問にお答えします。

法的には完全に無理という状況ではないということですが、基本的に、地方
自治法の移行に伴って行政区長への委託契約、要するに私人への委託契約を結
ぶということに対しては、あくまでボランティアの方と契約を結ぶということ
になりますので、その金額自体が高額になってくるということであれば、やは
りその個人の方と高額な契約を結ぶという根拠が非常に乏しいということです。
ですから、組織のほうとそういう契約を結んだほうが、財政的な明確にその人
というのが確認をされますので、町としてはそういう個人との契約ではなくて、
組織との契約に切り替えたいということで判断をしているという状況です。

以上でございます。

議長　それでは、自治会の在り方についての2番について再質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　ちょっと何か話の流れが自治会に移行するしかないみたいな話し方をされているような気がするんですが、ちょっと整理のために、まず自治会にするかしないというところの議論で考えると、次の質問がちょうどそれを分けるいい点になるんじゃないかなと思っています。つまり、どこまでが地域活動で、どこからが行政か。それに対する副町長の考えを求む。

議長　答弁を許します。益田副町長。

副町長　馬場議員のご質問ですが、あくまで自治会を今回つくっていただくということに関しては、今現在の行政区という1つのエリア内で自治会的な活動がされているということで、行政側も考えているという状況です。ですが、今までの経緯として、行政区をきちんとした組織として認識をしていない、活動はされているんですけども、きちんとした集まりの中で規約をつくって、町のほうでそれを認識しているという状況ではないということで、今回、その部分を整理していただきたいという考えです。

今現在、行政区というのは、町の条例上についてはエリア分けをしているというだけの条例上の整理の仕方になっておりますので、行政区の中で、そのエリア内で独自の活動を行っているということは、実際、現実的にはあっているんですけども、それを町側の整理としては、今回改めてきちんと地域での組

織化をもう一回きちんと見直していただいて、その独自につくられた組織と町側は委託契約を結んでいくと。お互いに行政と今までは行政側が補助的な役割として行政区長にお願いをして、町がやる補助的な作業をやっていただいているという認識でしたが、今後は、そういう任意の組織の代表の方が組織と契約を結ぶ形になりますので、対等の立場で地域の運営をお願いするという形に変わるということです。ちょっとお分かりいただけたか分かりませんが、説明終わります。

議長　　じゃ、先ほどの件について3回目の質問ちょっとお願いいたします。

馬場高志議員　　そうですね、ちょっと何か考えというか概念を聞いたかったのに対して、ちょっと仕組みの説明だったんで、話はちょっとずれたかなと思うんですけども、思いはすごく伝わったので、ありがとうございます。

私としては、防犯灯とか道路みたいな必要最小限のものはやっぱり行政でやって、それよりもっとよくしたい、これがこうあったらいいというのがボランティア活動みたいな地域活動じゃないかというふうに考えております。

地域活動の私の感覚で言えば、興味がある人が完全ボランティアによるサークルのような、お気楽地域活動が理想だと私は思っています。会費なし、加入なし、義務もなし、役員手当もなしで、何かしら予算が要るときは、町に頼むか自分たちで調達をします。例えるなら、—— 軽い感覚の組織が、地域コミュニティとして、私の未来図であります。それに対して、ぜひ反対討論を副町長にお願いします。

議長　　—— 答弁を許します。境町長。

境町長　馬場議員のほうから自治会のイメージについてご提案いただきまして、ありがとうございます。

馬場議員が今分けられましたように、行政が委託すべき部分と自分たちが自分たちの地域をよくするために活動する部分、そういう部分が分かれていると思いますけれども、今、区長さんのほうに両方担っていただいているような状況になっていると。これはやっぱり地域活動をもう少し活発にしていくためには、しっかりとした自分たちの地域をよくするための組織として、自治会を設立していただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。それぞれの自治会がどういう活動をするかというのは、あくまで自主的な活動でありまして、馬場議員が言われるように、やっぱり活動するからには、楽しんで活動していろんな人が参加をして、それでもって地域がよくなっていく。いろんな例えばいろいろ地域課題も出てきますけれども、その中で地域課題も解決できる。その地域課題を解決するときに、必要なところはしっかり校区コミュニティなり校区協議会なり、行政がサポートをしていくという、そういう仕組みをつくっていききたいというふうに思っています。

それはやっぱりそれぞれ地域の人たちが理解をしていただく必要がありますので、それを役場としてはしっかり説明をしていききたいと。これから大木町、本当にいい町をつくっていくためには、まず地域一つ一つが生き残らなければいけない、地域一つ一つがよくならなければいけない、そのためにもっと地域活動を活発にするために、やっぱりそういうしっかりとした自治会なり、そういう自治組織が必要になっていますということを、しっかりと私たちは説明していききたいというふうに思っております。

馬場議員がおっしゃるイメージといろいろなイメージあっていいと思うんです

けれども、それは1つイメージとしてしっかりご参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長　それでは、3つ目の地域の担い手がさらに成り手不足とならないかについての再質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　ありがとうございます。

恐らく自治会がうまく機能するかどうかというのは、もう本当結局のところ人次第じゃないかなというふうに思います。また、選挙じゃなくて順番制、いわゆる輪番制と言うんですか、順番順番に区長が回ってくるというところが多かったりするので、ぶっちゃけた話、不適切な方がなる可能性もあると思います。自治会にお金を預けるということは、そういった使い込みや私物化の可能性もあると思うが、どう思われますか。

議長　答弁を許します。益田副町長。

副町長　ちょっと極端なご意見ですが、そういうことがないように、組織をやっぱりきちんと、毎年の計画と財源の内訳をきちんとみんなが認識をすることが重要じゃないかというふうに思います。一部の方たちにその業務が偏ってしまっていると、一部の方たちだけがそれを確認するということになってしまうと、そういうことが起こり得る可能性があるというふうに考えますので、できるだけそういうことがないように、多くの方が関わっていただいて、その地域活動に関心を持ってもらって、いつも確認を取ることが重要で

はないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長　それでは、地域の担い手についての最後の質問でございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　ありがとうございます。

参考までに、長崎県波佐見町という人口が1万4,000人ぐらいの町の議員さんとちょっと意見交換をさせていただきました。そこでは、昔、駐在員という肩書の方が町と行政区のつなぎ役としてあったものの、それも地方公務員制度の変更に伴い廃止せざるを得ず、それを機に、約20年ぐらい前から自治会制度へ移行しているそうです。現状を尋ねたところ、現状でいうと、マンションやアパートに住んでいる20歳から30歳代が自治会加入を拒むケースが増大していると。また、自治会を解散したいと申し出ているところも出てきているが、今のところは担当の課と話し合い等により出事を減らしたり、補助金を増やしたりして、どうにか継続をさせているそうです。

また、過疎化地域では清掃作業に参加できる人が減り、シルバーや民間業者を雇わざるを得なくなり、それに伴う自治会への協力金が増加するばかりで、町が自治会全部に支払う補助金が、自治会を始めたことによるコスト減を上回るようになってきている状況だそうです。

以上の話を聞いて、今の時代に合わなくなっているのではないかと私は感じたんですが、副町長も糟屋郡宇美町という役場に、何か話を聞きに行かれたというふうに聞いています。人口が3万7,000人と、大木町の2倍ぐらいあるんで、ずれはあるかもしれませんが、そこでの自治会の現状報告を求め

ます。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場議員の質問にお答えします。

私もこの自治会の推進に当たって、先進地をちょっと視察しようということで、宇美町のほうに行ってきました。この宇美町についても、市町村合併の折に、やっぱり地域のコミュニティー活動が落ちてくるということを心配されて、その小学校区単位ぐらいで協議会的なものを推進された。これについては、協議会をつくりませんかということで、どちらかというと、個別の自治会組織を優先してつくるのではなくて、協議会のほうを優先的に進めたというようなことのお話を伺ってきました。やはり地域の活性化を願う、そういう校区のほうから手挙げをして募集をしたところ、やってみようというところが現れて、そこでその活動を始められて、今それが宇美町の全体に広がって、各地域で活動の協議会的なものが発足をしているという状況です。

うちが目指す各小学校区ごとの協議会と、モデルにしていんじゃないかなというふうに感じましたので、ちょっとそこを視察したんですが、やっぱり地域をどういうふうによくしようか、それぞれの小さな自治会でできないことを協議会で話し合って、どういうふう地域活動を盛り上げていこうかということを実際に話されているという状況でした。例えば、各自治会では、子どもたちの見守り活動とか、やっぱり各自治会だけがやっても効果がないわけですから、小学校区全部で見守り活動を充実させていきたいと思いますというようなこととか、地域の祭りを校区単位でやったほうがお互いにコミュニケーションが取りやすくなると、役員体制もきちんとつながってくるというようなこともありま

して、そういう協議会をつくられたというような状況です。

先ほど馬場議員が今の時代に合わないんじゃないかというふうにおっしゃいましたが、今の時代だからこそ必要だというふうに私は感じまして、やっぱり地域のコミュニケーションが廢れてしまうと、やっぱり災害が起きたときとか、その支え合いというのは一番身近な人たちが協力し合わないといけないことが多いということで、いろんなところで報道がされております。やはり基本は、先ほど野田課長が説明しましたとおり、まずは小さな家の中で解決できることは家の中で解決するんですが、それができないときは隣近所で解決をして、それが隣近所でできないのは自治会で解決をする。それができないことを校区単位ぐらいで解決をして、それでもできないことは行政が解決をしていく、一緒に応援をしていくというような形で取組んでいくのがやっぱり理想じゃないかというふうに考えておまして、今回、この自治会という話をきっかけに、町民の皆さんにそのことを考えていただきたいというのが今回の自治会移行の根本的な話でございます。

以上でございます。

議長　それでは、最後の職員の業務が過大にならないかということでの再質問をお願いいたします。馬場高志議員。

馬場高志議員　ちょっとさっきの話の続きになるんですけども、これから若い人に来てもらわないといけない、担い手というか、若い人たちにこの町に住みよくなって感じてもらうためには、やっぱり義務事がいっぱい増えるのは嫌われる要因の一つになるんじゃないかなと思うんですよね。確かにやらないといけないのは分かります。でも、受ける側としてみたら、それがほかの町に

行くわという話にもならないかなと、ちょっと思ったわけですね。ほかが20年やってきて、今、壁にぶつかっているという話をさっきしたと思うんですけども、それを今やるべきか。どうしてもやるというんだったら、ぜひ皆さんの意見を聞く上で、住民投票をやってみたらどうでしょうか。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 今考えておるのは、要するに、行政区が自治会に変わるという、形が変わるというふうにちょっと申し上げておりますが、実態としては、今行政区の中でも自治会組織的なコミュニティーの育成なり共助活動なりやっているわけです。これが要するに自治会という組織をもう一回、これが自治会なんだという組織を改めて考えてもらいたいという位置づけです。ですから、今回何か新たな取組みを非常に敬遠されているようなちょっとお話でしたが、そういうことではなくて、足元をもう一回ちょっと見ましょうよというような形で、私どもは考えているという状況です。

この自治会に動くことで若い人たちが一緒に共同作業を嫌うのかというと、今の状態でも同じだというふうに思います。このままほったらかしていても、若い人たちは地域の中で役目を担っていくということ自体を敬遠されているという形もあるかもしれません。その大きな要因というのは、やっぱり馬場議員おっしゃるとおり、やらされ感があるのかなと。それは、やらされ感というのは、その中に入って自分の意見を述べないからやらされ感を感じるわけであって、その中で自分の意見でそこの中でやっていくことを決めていけば、やらされ感ではなくて、自主的な活動にはなるわけですから、そういうふうな地域に変えていく必要があるんじゃないかというふうに捉えています。

ですので、今回、この自治会という大きな一つのテーマにしておりますが、そういうことで、いろんな方が自治会という自分たちの地域の集まりの組織を見直していただいて、自分たちでその地域をよくしていくということを真剣に考えていただければというふうに考えているところです。

以上です。

議長　それでは、通告の時間過ぎましたので、感想なり伝え切れなかった部分、一言だけ許可したいと思います。馬場高志議員。

馬場高志議員　そうですね、先ほどの若い人たちが地域活動にやる気を出さかどうかということですが、やっぱりさっきも私の理想で伝えたいみたいに、義務がなし、会費なし、役員手当なしで、そういう強制的なものがなければ、何か楽しく話してやろうやという話になると思うんですけども、実際、今やっている活動を見ている、これを配らなあかん、回収せなあかん、いっぱいあるじゃないですか。それはちょっと楽しくわいわいやろうかという話じゃない、若い人たちが入りやすい雰囲気じゃないんじゃないかなというふうには思います。これこそ町民の方から見て、議員の力量を問われる案件だと思いますので、今後、予算等いろいろ出てきたときに、しっかり審査して、最終的にこれでよかったというのが出るように、私も頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。意見でした。これで全て質問を終わります。

議長　以上で、馬場高志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開を11時半とさせていただきます。

休憩	11時19分
再開	11時30分

議長　それでは皆さん、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　12番、中島宗昭でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

今回は、JAからの農業政策に関する要請に対する対応策を質問いたします。

ここ数年、台風、豪雨、地震と、全国において自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしております。本町におきましても、山ノ井川の溢水をはじめ、度々の浸水による農業への被害も毎年のように発生しております。

また、今年度はこの自然災害に加えて、コロナウイルス感染の拡大により様々なイベント、事業等の中止も余儀なくされて、経済の落ち込みなど様々な分野に影響を及ぼしております。

このことを踏まえ、9月29日、JA福岡大城農業協同組合より、令和2年度農業政策に対する要請書を境町長宛てに提出されております。要請文には、新型コロナウイルス感染拡大防止の長期化に伴い、経済活動の縮小による経費負担や、販売機会の損失、そして、直売所等の売上げ減少など、様々な影響が出始めているとされております。

また、毎年のように大雨、台風などによる自然災害の発生も続き、自然災害からの復旧にも農業経営者の自助、努力での対応は困難な状態であると示してあります。

このような状態を踏まえ、営農継続、需要回復のための支援等について、国・県への働きかけ、また、町内農業者の経営安定及び農業振興を図るためにも、農業政策においても特段の配慮を求められております。

もちろん、議会へも同様に要請がなされております。町としても要請内容を見極め、JAが担うもの、生産者が担うもの、行政としてしっかり取組むべきことなど、精査、仕分、検討されたことだと思います。

そこで、この要請にある1、コロナウイルス感染症による農業関係への影響対策への対応対策。

2、令和2年7月豪雨に係る対応対策。

3、農業振興に関する諸対応対策。

以上、大枠3点について、どのような検討がなされ、対応対策を考え、実行されようとなされているのかお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

まず1点目です。

コロナウイルス感染症による農業関係への影響対策について、4点の要請がっております。

1点目でございますが、感染等による販売停止になった場合の支援、資金繰り等と、風評被害防止対策、行政等からの信頼できる情報発信等について、万

が一の場合を想定した対策、これについては対応が必要であるというふうに考えております。

現在、農業関連の融資制度は、中島議員もご承知のとおり、従来から認定農業者であればゼロ金利での融資実行が可能であり、さらに、国において新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策として、農業者向け金融支援策が講じられているところであります。町としましては、関係機関と連携し、農業者の相談会の実施を想定し、万が一の状況になった場合は、迅速に対応し、安定的な資金繰りとなるよう努めてまいります。

また、風評被害防止対策については、JA福岡大城と情報を共有するとともに、農業関係団体等とも密に連携を図りながら、それぞれの役割の中で対策を講じていくことが肝要であると考えております。

次に、2点目でございますが、従業員等の家族または本人の感染により農業現場離脱が生じた場合の支援につきましても、そういう事態が発生したときには、JA福岡大城と情報を共有するとともに、農業関係団体等とも密に連携を図りながら、これもそれぞれの役割の中で支援を講じていくことが求められるものというふうに考えております。

3つ目の、道の駅直売所の減収に対する支援、PR支援等については、道の駅おおきのくるるん夢市場、現在までそれほど大きな減収となっていない状況であり、具体的な支援を行う予定にはありませんが、コロナ禍の影響を受け、来年2月に予定されておりましたJAまつりは中止の決定がなされました。くるるん夢市場としては、年末年始や週末を狙った小規模な販売イベントを計画されていますが、道の駅おおき実務者会議——これはJAさん、ビストロくるるんさん、クリエイティブおおき、町商工会、それと産業振興課で組織をしておる会議でございますけれども、それにおいて、イベント等PR事業によるに

ぎわいづくりを行っていくことが必要であるとの申合せを行っておるところでございます。

最後の、農薬散布マスク、消毒液などの安定供給体制への構築への支援について、今後感染拡大した場合、供給不足も考えられますので、まずは、産地化をされております生産部会や集落営農法人において、備蓄と供給体制の構築をお願いしたいと考えております。

質問要旨の2つ目でございます。

令和2年7月豪雨に係る対応についてでございますが、こちらでも4点の要請があつてございます。

1点目でございますが、連続して被災している地域の排水機能強化に向けた各種対策における国や県への働きかけについてですが、この件につきましては、国・県・市町村等で構成した筑後川・矢部川流域治水協議会を設置し、これまでの治水対策に加え、流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を行っています。また、国営水路における用排水対策につきましては、7市1町で組織しております筑後川下流域農業開発事業促進協議会、それと、佐賀県側にも同様の協議会が組織されておりますので、両県の組織を通じまして、国等への働きかけを行っておるところでございます。

次に、2点目でございます。

被災農家の早期営農再開のための既貸付農業制度資金の償還期間の延長等の対策についての要請があつておりますが、本町において、被災農家より本要請の具体的相談や問合せはあつていない状況でありますので、回答の必要はないものと考えてございます。

3点目の、収入保険のつなぎ融資の円滑な対応と農業共済金の早期支払いに係る国・県への働きかけについて、現在まで特に国・県への働きかけは行って

おらず、これは中島議員もご指摘のとおり、この要請はJ Aや生産者が担うもので、行政機関や議会がそれぞれ連動して取組むものではないかというふうに感じておるところでございます。

次の4点目でございます。

次期作に向けた種苗や生産資材等を求める農業者に対し、国の支援事業の活用推進並びに県の支援措置の早期実行の働きかけについてでございますが、国の次期作支援事業は、当初の事業条件から、予算の確保が難しいことなどから大きく事業条件の変更がなされ、全国的に大きな問題となっております。この件に関しましては、事業の実施主体——これは協議会等になりますが、その主体としてJ A福岡大城、それとJ A管内であります大川市、久留米市と歩調を合わせた形で対応していく考えでございます。

続いて、質問要旨の3でございます。

農業振興に関する諸対応についてはについてお答えいたします。

この項目については、5点の要請があつてございます。

まず1点目でございますが、水田農業振興における、水田活用の直接支払交付金並びに産地交付金の制度恒久化と生産者の所得向上を目指した計画生産等の水田農業振興への取組みについてでございます。

この件については、さらに項目が2点要請があつてございます。

この要請事項の所管は、大木町水田農業推進協議会であると認識をしており、その会長職につきましては、J A福岡大城大木地区代表理事が務めてございます。また、幹事長といたしまして、J A福岡大城大木支店長が、私も本協議会の副幹事長職を拝命しておりますので、この件につきましても、J A福岡大城と歩調を合わせながら、支援への取組みを図ってまいりたいと思っております。

2点目の、福岡県の活力ある高収益型園芸産地育成事業は、産地維持拡大に

不可欠な事業である。近年、ハウス施設整備にて資材及び建て込み費の高騰により初期投資が過大となってきたため、現場のニーズに即した要件の見直しと、予算の確保・継続の働きかけをお願いしたいとの要請につきましては、境町長から、地元福岡県議会議員の秋田先生に同様の要望を行ってございます。また、大木町認定農業者協議会からも、福岡県農林水産部長との意見交換会で同様の要望書を提出しております。なお、福岡県農林水産部長との意見交換会につきましては、コロナ禍の中で会議のほうは中止となっております。

3点目でございます。

農業用廃プラスチックの適正処理の回収・処理について、処理業者の減少と中国の廃プラスチック輸入停止により処理費用が高騰し、生産者のコスト増加に伴う不法投棄や焼却等が懸念される。適正処理の継続にあたり今後の対応策等について検討をお願いしたいについてであります。農業用廃プラスチック協議会——これにつきましても、JA福岡大城のほうで事務局がございまして、その協議会の構成メンバーとして本町産業振興課のほうも入っております。適正処理による回収・処理につきましても、引き続き協議をしております。

なお、万が一の大規模な自然災害が発生した場合の農業用資材の災害廃棄物の処理については、行政の責務において、農業経営が再開できるよう最大限の復旧・復興活動を行うことになると存じます。

4点目でございます。

農業就業人口や高齢化の進展等による農業従事者の減少が加速化することが予測される。集落営農法人の運営強化を含め、担い手の育成に係る支援をお願いしたい。具体的には、集落営農法人の運営強化、法人間連携に関すること。

2つ目に、大型特殊免許（農耕用に限る）取得支援に関することの要請については、1点目につきましては、大木町営農組合連絡協議会として組織化をされ

ておりまして、町及び福岡県南筑後普及指導センター等、行政機関も連携した対応を図っているところでございます。また、2点目の大型特殊の免許の取得についてですが、今年度の免許取得のための受講者費用の一部を助成するよう要請がっておりますので、今年度の助成費用につきましては、大木町水田農業推進協議会の予算により行うことで、現在JAのほうと調整を行っているところでございます。

最後の5つ目の、きのこ類生産終了時に排出される廃菌床を活用した循環型農業への取組み支援。

①といたしましては、施設園芸作物や普通作物等土づくり対策としての活用推進に関すること。

2つ目が、周年安定して廃菌床を堆肥として活用するための対策支援が要請されておりますが、まず1点目につきましては、施設園芸栽培の敷材や土地利用型農業の土づくりに少しずつではありますが以前よりも利用されている印象を持っております。また、近隣にございます牧場による利用もあっていると聞きをしています。ここ数年は、えのき部会、しめじ部会両部会から活用推進の相談を受けていない状況にございます。また、2点目でございますけれども、廃菌床の堆肥化の研究試験も過去において行っておりましたが、悪臭問題等で十分な成果が上がっていない状況でございますが、資源循環のまちづくりを推進しております本町におきましては、引き続き循環型農業の取組みに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目のコロナウイルス感染症による農業関係への影響対策への対応策についての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　今回の要請に対しては、ものすごく私も難しいところがありますけれども、一応上がっておりますので。

この中で、風評被害防止対策、またその次の、従業員等の家族また本人の感染により農業現場離脱が生じた場合の支援と。そういった中で、町としてはJA、農業関係団体等とともに密に連携を図り、それぞれの役割の中で支援を講じるということですが、万が一の場合を想定しての対策として、連携、マニュアルがあるのか、JA、各団体と。また、マニュアルがなければ、マニュアル化されていかれるのか、お尋ねいたします。

議長　それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　中島議員のご質問にお答えいたします。

まず、マニュアルがあるかどうかということですが、現在、町だけでは持っていませんし、また、連携したマニュアル等もありません。ただ、生産組合としてイチゴ部会であったりアスパラ部会の中では、ある一定のルールとかその予防策についてそういった周知を図ったり、そういったことをされているというふうに承知をしております。

また、今後についてマニュアル化をするかどうかということですが、生産部会、またはJA福岡大城のほうとちょっと協議をいたしまして、これからこういった形で風評被害が万が一起きた場合にどういった対応をするのかというのは、振興会議というものがJAのほうともやっております。ただ、今コロナ禍の中でなかなか普及指導センターも含めて会議が行われていませんけれども、早急にそういった生産部会、もし、今からイチゴのシーズンでござ

いますので特にイチゴ生産者等でそういったあった場合、どういう対応をするのか。またこれについては、イチゴについては博多あまおうということで、全農ふくれんも関係してくるかと思しますので、そちらとも協議等も必要になるかというふうに存じます。引き続き、風評被害等の対応については、検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長　　じゃ、1番目の農業関係への影響対策についての3回目の質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　質問ではありませんが、隣の八女、JA八女においては、各部会の中でそういったマニュアルがあるようでございますので、それを参考にされればいいと思います。

議長　　じゃ、2番目の令和2年度の7月豪雨に係る対応対策についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　その前の、道の駅の減収に対する支援があったと思います。

議長　　その点について。お願いいたします。

中島宗昭議員　　道の駅の直売所においては、大きな減収にはなっていないということでございますが、観光バスや視察、研修等の中止による客数の減少が響いているとお聞きいたしております。生産者の方も、野菜単価が安い上にた

くさん売れ残り、出荷の意欲がなくなったと。また、今までは売れ残りをレストランのほうで買い取っていただいておりますが、今年度はコロナ感染症拡大の影響により、レストランの客数、売上げとも例年の半数以下ということで、買取りもままならぬ状況だと言われております。もし、1年トータルとして直売所及び関係事業所等が大幅な減収、減益であった場合、施設賃貸料の単年度見直しもありかと思われませんが、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長　　じゃ、まず現状ということで、広松産業振興課長から報告いただいた後に、町長に答弁を求めたいと思います。広松産業振興課長。

産業振興課長　　中島議員の質問にお答えいたします。

まず、くるるん夢市場の売上げの状況でございますけれども、12月4日の会議で示されたものについてでございます。対前年度比で95%、5%減ということでございます。客単価といたしましては1,140円、これについて対前年度比103.6%の増というふうなことで報告があつてございます。

なお、デリ&ビュッフェにつきましては、先ほど言われましたとおりに、6割から7割程度の売上げということで聞いておるところでございます。

状況については以上でございます。

議長　　それでは、引き続き答弁を許します。境町長。

境町長　　中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

道の駅もコロナの影響がありまして、直売所は若干の売上げ減になっておりますし、レストランにおいては相当の売上げ減になっているということで、大

変厳しい経営状況になっているということは、私どもも承知をいたしております。

この直売所、レストランに対して、町の支援がどうなのかということは、今、現時点において結論は持っておりません。ただ、広く町内にたくさん事業所がおられる中で、どういうふうな支援をしていくべきなのかということは、少し検討させていただかないといけないのかなというふうに思っています。本当に、確かに苦しい事情というのは私ども重々承知しておりますけれども、飲食店関係が特に議員ご承知のように非常に苦しい状況で、これビュッフェ方式のレストラン、特に影響が大きかったわけですが、町内事業所全般的に、特に飲食業においては非常に大きな影響が及んでおりますので、そういうところも鑑みて、対応についてはちょっと慎重に検討させていただくということしか今お答えできないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

今後の対応については、特に議会のほうともご相談しながら考えてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長　それでは、2点目に移ります。

令和2年度の7月豪雨に係る対応策についての再質問でございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　国営水路における用排水対策においては、その筑後川下流域農業開発事業促進協議会、そういった方との相談の中でされておることと、今年度におきましても事前排水といいますか、事前放流、そういったことで、特に大莞地区、木佐木地区のほうは難を免れた経緯があると私も承知して

おります。

また、その排水機能強化に向けての働きかけを国・県に行われておりますが、その後、進展はあっておるのか。どういったことが対策としてなされようとしているのか、その辺の進展があるかどうかのお尋ねをいたします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩	時	分
再開	時	分

議長 それでは、再開いたします。答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 中島宗昭議員の再質問に答弁させていただきます。

事前排水、いわゆる事前放流につきましては、大雨の前に水路の貯留水のほうを事前に放流しまして、雨水貯留の確保を図っておるところでございます。こちらにつきましては、工事につきましては、雨が降るときに水路の下流に流出量を人為的に低減させまして、水路や川の溢水による家屋の内への浸水被害を軽減するものでございます。今年度につきましては、本年度から本格的に実施をしているところでございます。ただし、いろいろな課題もございまして、当然時期的にかんがい期と重なるものですから、降雨状況を見極めながらその都度上・下流と連絡調整を取り、水門や樋管の操作を行った事前放流を行っておるところです。

先ほどの産業振興課長の答弁のほうでありましたけれども、協議会の中でそういった課題ということは今、課題があるというようなことを申し上げているところで、今後はそのような課題につきまして、広域的に協議を行っていくところでございます。

以上でございます。

議長　引き続き答弁を許します。境町長。

境町長　中島議員のご質問にお答えいたします。

本当に近年、毎年豪雨による災害が発生をしておるわけございまして、その中で、流域治水、やはり堀、田んぼにためられる水というのは相当量がございまして、これをうまくコントロールすることで相当の被害軽減につながるということは、国も同じような認識を持ってございまして、それぞれの自治体が今、取組んでおるところでございます。

ただ、その自治体間の連携がまだ十分じゃないというのが課題でございます。それぞれの自治体は、事前に大雨が降る前に水位を落とすという取組みをやっていきますけれども、先ほど建設水道課長が答えましたように、ちょうどかんがい期と重なって空振りしたときどうするんだとか、そういうところの調整が十分ではないという部分がございます。それについては、県が調整してくれということで、私も知事とか部長の意見交換のときにそういうことで要望を出しています。やっぱり、県あたりがしっかり調整をして、安心して流域治水ができるそういう対策をぜひお願いしたいということで申し上げているところでありますし、さらに、国会議員のほうにも、そういう課題があると。せんだって、こういう災害が発生しているというところで、議員のほうから、いわゆるクリ

ークとかそういうため池の浚渫に関して、5年間2分の1の補助、プラス更正措置があるという、それが決まったという連絡を受けております。

とにかく、貯水容量を高めるというのも非常に重要な対策でありますし、クレークの多い本町にとりましては、非常に浚渫事業というのは重要な事業でございますので、そういう補助事業等も今後積極的に活用してまいりたいというふうに思っています。

ただ、これも国会議員の先生に申し上げてきたんですけれども、要するにごみの処理をどうするのか。これを全部産廃しよったら、幾ら国の補助金をもらっても切りがないと。やっぱり、昔のように汚泥を田んぼに返す。そのために、異物を分別するような機械を地域全体もしくは国が音頭を取って開発するようなことも考えてくれというような、そういうことも申し上げてきたところでございます。

それと、本町といたしましては、国・県の補助事業を受けて、災害復旧事業に取り組ませていただきまして、せんだって補正予算、ご承認いただきましたけれども、国・県の補助事業、2分の1ですけれども、町のほうで10分の3の上乗せをする。さらに、国・県の補助事業に該当しない分については、独自に金額は50万円、上限ですけれども、そういうような畦畔を、水害対策の畦とか、それを造っていただくという、そういうことを今実施しているところでございます。

いずれにしましても、この災害対策に関しては、まだまだこれから必要な対応もあると思いますので、しっかり取組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 豪雨に係る対応についての3回目の質問でございますか。どうぞ、中島

宗昭議員。

中島宗昭議員　　今、町長も言われたように、事前排水関係はやっぱり自治体間の温度差というのがあることは、私も十分承知をしております。大木町とかこっちのほうはものすごく助かるんですけども、大川市とか柳川市あたりが、もしさっき言われたように雨が降らなかったときどうするかと。一番大切な水の要るときにどうするかということで、いろんな苦言もされていることも十分に承知をしておりますが、そういった中、やっぱり自治体間で連携を取りながら対策を練っていただきたいと思います。

　　以上です。

議長　　それでは、3点目の農業振興に関する諸対応策についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　　JAとしても本当これ難しい、JAとしてじゃなくて町としても議会にとっても本当に難しいこの要請でありまして、私も読んでいて、これはちょっとこうと思う中で、JAからの要請文全体を見ると全てが抽象的であって、具体的な要請の事柄が見えにくい。そういった中、もっと具体的な、支援・要請を求めると言ったらおかしいかもしれませんが、JAと十分な協議を持つことが大切だと思います。まずは、JAが組合員のために、また、農村社会を構築し、農業の振興を図るためのJAのビジョン作成。これは独自に策定し、そのために行政の支援を仰ぎたいという要請であれば分かりやすいのですが、この要請の中を見ると、農業振興に関する諸対応については、JAとの協議がものすごく必要だと思われませんが、これについての協議を持つこととい

うのは考えられないのか、町長の答弁をお願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 もう中島議員がおっしゃるとおりでありまして、本来JAがやっばり農家のために何が必要なのか、そのために自分たちがこうするので支援をしてほしいとか、そういうようなお話をいただかないと、こういう問題というのは、行政が主導してやる問題では基本的にはないと思います。ですから、そういうことについては、JAのほうとしっかり協議をして、JAのほうからそういう具体的なご提案であるとかご要望があったことに関しては、行政でできることについてはしっかりと対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

今回、ついでというか、プラスチックの問題。これは、ちょっとうちも環境関係に力を入れている関係で、どうにかならないのかなということを少し考えていまして、YKクリーンが今、家庭用のプラスチックの処理をしていますけれども、あれを地域の農業のプラ限定で、できるだけ安く、常時収集しやすいような形でできないのかなということをちょっと今考えて、何回か事業者にも投げかけたことがございます。プラスチックをリサイクルするわけですから、汚れたものとかぐちゃぐちゃなものを持ってきてもらってもリサイクルできませんけれども、少なくとも例えばしっかり洗っていただいた分とか、もちろんハウスビニールとかできませんけれども、普通の農業用ビニールで、例えば除草剤の容器であるとか、箱苗であるとか、何かそういうプラスチック製品が多々ございますので、そういう部分について、しっかりリサイクルできる部分であれば日常的に受け入れるような、そういうようなことができないのかなと

いうのは、ひとつ行政として考えていきたいなとは思っています。

以上でございます。

議長　それでは、農業振興に対する諸施策についての最後の質問でございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　そういった協議を持っていたかかないと、JAとしては、もう町は何をしようとかと、議会は何をしようとかと、そういったふうな一方的な誤解を招くから、ぜひ協議を重ねていただきたいと思います。

時間があるから私的にちょっと、余談になるか分かりませんが、私も自分の考える中で、大木町のまちづくりについて、農業の果たす役割というのは大変大きいと思っております。世界的に九十七、八%が家族農業であり、この家族農業が今まで農村環境を守り、地域文化を育んできたと思っておりますし、これから先も同じであると思っております。専業農家の育成や、集落営農の法人化等も、時代の流れで大切なことかもしれませんが、大木町においては、兼業農家を大切にすることが重要であり、今後の課題だとも思っております。今はやりの農業プラスアルファ。欠かせないことだと思っております。町長も、農村づくり、農業に対する思いは、有機農業、循環環境保全型農業、家族農業に対する思いは、私と一緒に思っております。そういったことで、せっかくだから時間の許す限り、町長の大木町の農業に対するビジョンを打ち出してもらえたらと思いますので、よろしく申し上げます。

議長　答弁を許します。10分以内に。境町長。

境町長　　中島議員のご提案に対して、お答えをしたいと思います。

本当に中島議員がおっしゃるように、国の農業政策というのは猫の目と言われるようにくるくる変わって、本当に何が正しいか分からないという、そういう迷いを持ってある方も随分いらっしゃるし、地域づくりの中の農業というのを考えた場合、本当にその国の政策だけに従って地域が守れるのかという、そういう課題がございます。特に、これから高齢化社会を迎えますし、やっぱり町をしっかりと維持していくためには、田んぼが荒れてしまったら元も子もないわけですから、しっかりと田んぼを守って活用していく。それと、これからの時代背景、例えば、高齢化社会でお年寄りがいわゆる農業で汗を流して、何かの収入を得て活躍できる場をつくるとか、あと、農福連携であるとか、いろんな形の農業の在り方が確かにあると思っていますので、そういう農業の在り方一つ一つをやっぴり育てていかなければいけないと。これは、生業としての農業、いわゆる稼ぐ農業。キノコとかイチゴとかアスパラとかは本当にしっかりと頑張っていて、特産物ということで本当に全国的にも有数の産地に育てていただいています。これはこれでしっかりと支援していかなければいけませんけれども、それプラスやっぱり地域農業。地域農業をどうしていくのか。これは米麦であったり、地産地消を推進するための野菜であったり、そういうのも進めていかなければならない。もともと、農協と町が農業振興計画でつくっているビジョンというのは、そういうビジョンだったと思うんです。くるるんの取組みも、基本的にそういうビジョンと合致した形でつくってきた環境政策だと思っていますので、やっぱり大木町が目指すべき方向性は、もう20年、30年前からもう定まっていると。それを、しっかりと基盤、基礎として持っておくということが重要なことであると思っていますので、議員おっしゃるように、小農、家族農業、こういうのも何とかやっぱりしっかりと守っていかなければ

ばいけないというふうに思っています。これについても、議員の皆さんと協力をして、農業の町としての新しいモデルをつくっていければというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

議長 短めでしたね。それじゃ、ちょっと時間ありますので、最後何か一言感想等々あれば。はい。

中島宗昭議員 大木町がモデルとしてきた宮崎の綾町の郷田町長だったですかね、そういった有機に取組んだ。近くであれば、糟屋郡の須恵町の中嶋町長が、時代に有機農業研究会を立ち上げ、その中での事務局をずっと役場で担ってきた。そういった中で、それぞれのまちづくりというのがあったおりました。そういった中で、大木町もちょうどそういった中での農業でのまちづくりが、全体で守っていくような仕組みづくりができればと思ひますので、ぜひ町長のビジョンを発展させていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

議長 以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開、ちょっと申し訳ないですが、13時とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

休憩 12時09分

再開 13時00分

議長　それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に続き、11番、小島裕司議員の一般質問を許します。小島裕司議員。

小島裕司議員　11番、小島でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、自治会について質問させていただきたいと思います。

11月の末に、大木町自治総合計画基本構想住民説明会が行われておりました。残念ながら、私は参加することができませんでした。後日、説明会の資料をもらい、この中で分からないことがありましたので、幾つか質問させていただきたいと思います。

現在、本町で進められている自治総合計画の中で、基本構想、第1章、2章、3章とありますが、この中で、1章は基本構想の構成、理念とか将来像、経営ビジョンなどで、2章では自治体経営の効果的な推進とあります。この中で分からない言葉として、まず1番目として、5番目に公共施設等のファシリティマネジメント、非常にかっこいい言葉を使っているんですけども、なかなか私も非常に理解し難いので、どういうものなのか、具体的な内容はどのようなものかをお尋ねしたいと思います。

続いて、2番目に、3章の住民と行政との協働で実現する成果指標とありますが、具体的なこの成果指標とは何かをお尋ねしたいと思います。

3番目として、基本計画の中で校区づくり計画とあります。自助・公助・共助と言われる中、共に助け合う校区づくりだと思いますが、具体的にどのような

に校区づくりをし、また、行政区単位なのか、校区単位なのかをお尋ねしたいと思っております。また、これによる区長制度の住民自治組織への変更を考えて、自治総合計画を進められているのかをお尋ねしたいと思っております。

4番目に、行政区を、住民自治組織づくりをするために、自治会という名前に変更する必要があるのでしょうかをお尋ねしたいと思っております。

最後に、住民と行政が協働で基本構想を追求するのであれば、協議会等が必要なのではないでしょうか。

以上、5つについて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。野田企画課長。

企画課長　11番、小島裕司議員の一般質問にお答えいたします。

今度の自治総合計画については、令和3年度をスタート年度に、目標年度を令和9年度とする7か年の計画としております。現在策定中であることから、お答えする内容については、全て案の段階であることをあらかじめご了承くださいと思っております。

まず、1つ目のファシリティマネジメントの具体的な内容についてですが、これまでは人口や経済が成長することを前提に整備してきたインフラや公共施設について、これからの人口縮小社会を前提にしたインフラや公共施設の再編、ダウンサイジングなどを念頭に置き、全体の最適化を図り、公共施設等の維持管理を持続可能なものにしていこうというものです。

具体的な内容は、今後、検討することになりますが、想定されるものとして、施設の複合化・多機能化、広域化、民営化、長寿命化、省エネルギー化などが考えられます。

続きまして、住民と行政との協働で実現する成果指標についてお答えいたします。

今回の計画では、「住み続けたいと思える持続可能な循環のまちおおき」を基本理念に、6つの町の将来像と2つの経営ビジョンを掲げるとともに、それぞれに象徴的な指標として「めざす町の姿」を設定することとしております。さらに、その「めざす町の姿」が達成できているかどうかをはかる物差しとして、それぞれにはかり方と目標値を設定して評価検証を行います。

なお、現状値及び目標値の設定については、現在、無作為抽出で町民2,000人の方にアンケート調査をお願いしており、その結果を活用することとしております。

次に、基本計画の中に盛り込む予定の校区づくり計画についてお答えいたします。

これまでの総合計画では、環境や福祉、教育、産業といった分野別の行政計画のみでしたが、今回の計画では、大きな特徴の一つとして、行政計画と併せて地域計画を盛り込み、地域住民の皆さんと協働しながら目標を達成していこうという考え方を取っています。この計画での地域とは、小学校区をエリアとしたものを想定しております。

これによる行政区長制度の住民自治組織への変更を考えているのかについては、行政区長制度の廃止については、地方公務員法の改正に伴い、特別職の非常勤公務員として委嘱することができなくなったことが直接の要因ということになります。一方で、行政区長制度は、行政の下請機関的な位置づけとなることから、今回の自治総合計画においては、自治会を行政とは平等・対等な立場で、自ら統治する機関として位置づけることとしております。

校区組織と自治会との関係については、良好な住環境の維持や困り事を解決

して住み続けられる地域にしていく主体はあくまでも自治会です。校区組織では、今後さらに高齢化と人口減少が進行していく自治会をサポート、あるいは連携を図りながら、いわゆる共助の領域を拡充していく役割を担うことを想定しております。

次に、自治会という名前が必要かについてですが、一般的に自治会という名前は広く使われており、多くの方がイメージできるのではないかと考えております。先ほど述べたとおり、行政とは平等・対等な立場で自ら統治する機関にふさわしい名称があれば、自治会という名称にこだわる必要はないと考えております。

最後に、住民と行政が協働で基本構想を追求するのであれば、協議会等が必要ではないかについてお答えします。

今回の計画の肝になるのが、補完性の原則の考えに基づく自助・共助・公助の在り方です。高齢化の進行とともに高齢者一人世帯が増加していくことから、自助の領域が縮小していくことは避けることはできません。公助である行政においても、医療や介護関連費用が膨らむ一方で、税収が落ち込むというダブルパンチを受けることとなります。急激な高齢化は30年後の2050年頃には落ち着くと予想されており、その間をどのように乗り越えていくのか、そのキーポイントとなるのが共助の在り方ではないかと考えております。

前にも述べたとおり、自治会を基本としつつ、校区組織が自治会をサポート、あるいは自治会と連携協力しながら、縮小していく自助・公助を共助がしっかりとカバーしていくことで、これからの縮小社会を乗り切っていかなければならないと考えております。したがって、議員ご指摘のとおり、校区単位において、校区全体の実情や意向がまちづくりに反映できるような協議会組織を立ち上げていかなければならないと考えております。

以上で、11番、小島裕司議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目のファシリティマネジメントの具体的な内容についての再質問、ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　ファシリティマネジメントについて説明をいただきました。まだ案の段階とのことですが、個人的には、ファシリティマネジメントとは全ての経営にとってベストを目指すものだと思っております。

先ほどの答弁の中で、施設の複合化・多機能化、広域化、民営化、長寿命化、省エネ化を挙げられました。経営を圧迫する施設はないのでしょうか。ダウンサイジングを念頭に置くのであれば、規模を小さくするのがベストでしょう。経営を圧迫する施設の取壊し、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドは行わないのでしょうか。今後の考え方をお尋ねしたいと思っております。

ここからは、案の段階ということなので、町長か副町長かにお尋ねしたほうがよろしいのでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど皆様のお手元に資料を1つお配りさせていただきました。これ、アクアスの洋風呂の脱衣室の壁を取り壊した、壁をやり替えたときの部分の写真でございます。非常にカビが生えているところです。先ほどから申し上げましたファシリティマネジメントの中で、アクアスは、止まらない雨漏り、換気が悪いため壁体内のカビ、床下及び地下機械室への温泉水の流入があるため、毎日ガス濃度を測らなくてはならない状況にあります。この状況は毎年、文教厚生常任委員会で意見交換会を行った折に、担当課に申し上げていることだと思っております。健康福祉棟なのに、建物にも体にも不健康な建物ではないでしょうか。

これを踏まえて、町長、副町長に、今後のダウンサイジング、スクラップ・アンド・ビルドについてご検討をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 小島議員のご質問にお答えいたします。

公共施設をこれからどうしていくのか。ファシリティマネジメントという言い方をして、今度の計画に上げさせていただいております。議員ご指摘のように、今ある施設、設備、資源をいかにしっかりメンテナンスをして、最大限活用していくのか、これが基本的な考え方だというふうに思っておりますので、当然そのような形で計画的な改修等を行っていかねばならないというふうに思っています。

一方で、今までの施設をそのままずっと継続していくのかどうなのか、そこら辺も判断が必要な状況になってきております。今すぐこれを廃止します、これを継続しますというところは申し上げられませんが、それをひとつしっかり議論して、協議をして、方向性を出していく必要があるということ、今回の計画の中でうたわせていただいているということをご理解をいただきたいと思っております。

アクアスの施設に関しては、議会のほうからご指摘のように、毎回、いろいろな問題点等についてご指摘をいただいているところでありまして、ちょっと施設の構造上の欠陥等が重なって、いろいろ課題のご指摘をいただいているところであります。アクアスを今後どうしていくのかということに関して、これまでも何度となく、小島議員をはじめ、いろいろご提案をいただいていたのかな

というふうに思っています。

ただ、最大限アクアスを活用していく、せっかくある温泉資源でありますし、高齢者の皆さんも結構活用していただいている。まさに健康福祉センターという名前のおり、これから本当に健康とか福祉という課題が大きな課題になってくる中で、やっぱりできるだけあそこを健康福祉の拠点として活用していきたいという、そういう思いは私の中にあります。ただ、施設の寿命とか、例えば改修していくのに極端に費用がかかるようなことは、もう多分そういう投資はなかなか難しくなってくるので、基本的にどこまであの施設を引き延ばして利用していくのか、どこまで修理をしていくのか、そういうところについては、しっかり目安をつくっておく必要があるのかなというふうには思っております。

あと、本町は、議員もご存じだと思いますけれども、全国の自治体に比べて公共施設はかなり少ないほうだと思っています。公共施設は、恐らく3分の2ぐらいは学校施設、教育施設だと思います。学校施設等に関しては、当然子どもたちが学ぶ場所でありますから、これまでも最優先課題として計画的に施設の改修なり、整備をさせていただいたところであります。あと、そのほかの公共施設等につきまして、庁舎も、気候非常事態宣言を公表しておりますので、ゼロエネルギービル化に向けて具体的に検討を進めるということで、今考えているところであります。あと、プールをどうするかとか、給食センターをどうするかとか、一つ一つ課題がございますけれども、今回の総合計画の趣旨に基づいて、運営面の兼ね合いも出てきますので、そういう部分についてはしっかり検討して、早めに方向性を出してまいりたいと思います。

いろいろご指摘いただいて、早めに方向性を出さんといかんということで、ずっと答えてきて、なかなか具体的な結論に至っていないということは大変申し訳ないですけれども、やっぱりなかなか、じゃ、もうどこの時点で取り壊す

とか、そういう結論というのはなかなか出しにくい。一時、例えばアクアストかは、1回取り壊して、もう木造のメンテナンスしやすいやつに変えたらどうかというご意見もありますけれども、取り壊すのにも相当費用がかかりますし、また新たに造るということになってくると、なかなか今の町の財政状況では見通しが立たない、ほかの優先して整備するような公共施設もたくさんございますので、そういう状況でもありますので、そういうことも鑑みながら検討させていただきたいと、そのときにいろいろ議員各位からのご意見等も賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長 ファシリティマネジメントの具体的な内容について、3回目の質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員 町長のご答弁ありがとうございました。

何か今の答弁を聞いていますと、G o T o イートの話とよく似たり寄ったりなのかなと、やめればいいのか、続ければいいのかというのが、判断がなかなかつかないということなんでしょうけれども、やはりこの写真のとおり、壁体内のカビというのは、非常に健康には——今コロナ禍の時代、肺に達してしまえば非常に命に関わるようなことだと思っております。建物の長寿命化も確かに大事かもしれませんが、やはりまず、町が考えないかんことは、町内に住む町民の健康と安全を最優先すべきだろうと思っております。

取り壊すのもやっぱり一つの英断だと思っております。民間企業は、規模を縮小するとき、非常に力が要るんです。だけど、赤字の民間企業じゃ事業を縮小することはできません。事業を縮小するに当たっては、民間企業はやっぱり

黒字のところじゃないと力がないんです。今の太木町だったらそれができるのかなと、もうこれは英断にかかっているかと思っております。これがもういよいよ赤字団体になってしまったら、取り壊す費用もどこから捻出するかとこういう問題になるかと思っておりますので、ここはよくよく早急に、優先順位をどこに置いて、着目点をどこにするのかを置いて検討していただきたいと思っております。それにはぜひ、町長だけではなくて副町長のサポートも必要かと思っておりますので、副町長の意見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小島議員の質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、これから先、施設を維持していくのにもお金が随分かかってくると、ちょうど公共施設を建設した時期が多く重なっておりますので、非常に維持に大変なお金が必要になってくると、その中で、やっぱり取壊しという判断も必要じゃないかということをおっしゃっています。そのとおりだというふうに思います。西別館についても、いつまで維持していくのか、アクアスについても、構造的に雨漏りがしている、これをいつまで維持していくのか、非常に判断的に大きな判断になるというふうに思いますので、いろんな専門的なご意見等もいただきながら、早急に方向性をつかめるように調査をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 それでは、2番目の行政との協働で実現する成果指標の具体的な内容についての再質問、お願いいたします。小島裕司議員。

小島裕司議員　　2番目の将来像及び経営ビジョンを指標とし、6つの将来像、2つの経営ビジョンを物差しとして、住民アンケートを基に評価検証を行うとのことでした。アンケートの中身を見てみますと、少々難しい質問があるのではないのでしょうか。

例えば、町内の商工業が安定した経営がなされているか、どうやって一般町民の方が判断するのか、なかなか疑問に思います。転入してきた人が地域活動によく関わり、地元との交流ができているのか、この「よく」というのは、月に1回なのか、週に1回なのか、半年に1回なのか、よく分からないところがございます。子どもが学ぶ環境が整っているか、一般的にこれ、塾が多いのが整っているのでしょうか。何を学ぶのでしょうか。地域活動などが、高齢者が活躍していると感じますかと、地域活動に積極的に参加している人しか、なかなか判断がこれ、できない質問ではないかと思っております。障害のある人に対する福祉サービスが充実している、また、暮らせる地域環境になっていると感じますかということですが、身近に福祉サービスの現状を見聞きする人でないと、他の地域と比べられないのではないのでしょうか。地域住民による自主的、主体的な地域づくりが行われていると感じますかと、ここで地域づくりって何ですかと思っております。

ほかにもいろいろ聞きたいこと、分かりにくいことはあるんですけども、聞きたいことは分からなくなるじゃありませんが、もう少し分かりやすく、特定少数の方々しか判断できない質問や、商工業または農家への個別のアンケートも指標の一つと考えております。まだ案の段階ということなので、地域活動に参加しなくても、子どもや高齢者がいなくても答えができるような調査アンケートはできないものなんではないのでしょうか。今後の大木町でどのように暮らしてい

きたいか、町に望むことは何なのか聞いていただきたいと思います。この点については、企画課長のほうにお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、アンケートについては、少し答えづらいようなアンケート内容もございます。ただ、一応目指す姿をはかるときに、幾つもやはり指標というか、いわゆる調査項目を設けるわけにはいきませんので、その象徴的なものとして、何かはかる物差しをやっぱり決めていく必要があったということで、十分な物差しにはなっていないかと思えますけれども、一応選考する、ご指導いただいています慶応大学の長瀬先生等のアドバイスを受けながら、このような指標、はかり方をさせていただいております。

あくまでもアンケートを受けられる方の主観という形になりますので、どのように感じていらっしゃるのかというところを、率直に答えていただくということで考えております。中には、やはり分からないという答えが結構出てくることも一応想定はしております。その辺についても、今後そういったものを踏まえて改善をさせていただければと思っております。

あくまでもこの取組みについては、我々の行政内部の行政を経営していく上で大切な指標だというふうに考えておりまして、実はこの成果指標のさらに下のほうには、各基本計画ごとに、またアウトカム指標という形で、これは具体的な数値を上げて評価指標を設けております。また、さらにその下の基本計画にひもづく活動事業についても、アウトカム、アウトプット指標、いわゆるここも数値目標を掲げて、一つ一つの事業に対して評価検証をするような、そう

いった仕組みを今回導入することにしておりますので、そういったものを総合的に判断しながら行政経営を行っていきたいというふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、議員ご指摘のとおり、ちょっとここの物差し、はかり方については、答えづらいということは承知の上、取りあえず今回アンケートをさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長 3回目の質問。小島裕司議員。

小島裕司議員 ありがとうございます。

この町民アンケート、私も手元に今、持っておりますけれども、もう一つお尋ねしたかったのが、これ、小学生、中学生にも意見を聞いていらっしゃるのでしょうか。それとあと、先ほど課長も言われたとおり、なかなか答えづらい、分からないという答えがどれだけあったのかというの、各項目ごとにもし出していただければ、これが分かりづらい項目だったのかなとかいうのが分かるかと思しますので、ぜひ時間があればそういう整理もお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 ご質問にお答えいたします。

まず、1点目のアンケートの対象については、一応18歳以上の無作為抽出という形でさせていただいておりますので、小学生、中学生については、今回お聞きする対象になっておりません。それから、アンケートの調査結果につき

ましては、しっかり分析をいたしまして、分からないというような項目については、見直しを図るなど適切な措置をやっていきたいと思っています。

以上です。

議長　それでは、3番目の校区づくりによる住民自治組織への変更の考えについての再質問、ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　これ、最初にちょっと議長にお断りしたいと思っておりますが、3番目、4番目という、これは非常に関連性がありますので、一度に質問させていただいてよろしいでしょうか。

議長　はい、分かりました。

小島裕司議員　先ほどの説明の中で、行政区長制度の廃止で委嘱することができないということでした。午前中、野口裕子議員、それから馬場高志議員の一般質問の中でもこの自治制度の話が副町長のほうから出てまいりました。今までの区長さんとは契約ができませんので、自治会という組織をつくっていただいて、その組織と委託契約を結ぶというようなお話が副町長のほうからあったかと思えます。これ以前、私も何かの折に——全協のときか何かちょっと度忘れしましたがけれども——聞いたところ、そういう自治会という組織の下で委託契約を結ぶことはないというふうに私、聞いたと記憶しておりました。基本、何かの団体と委託契約を結ばないと、多分配布物とかいろんなことができないんだろうと思っておりましたので、今日でこれがはっきりしたかと思っております。

廃止になっただけでも、答弁にあったとおり、自治会という名前にはこだわらないということでした、課長のお話では。地方行政を担う方々には、自治という言葉がしっくりくるのでしょうか、個人的には、町内会とか、もしくは行政区といったほうがしっくりくると思っております。

共助の役割を拡充していくということですが、例えば、自治会長となれば、権限や役割は今以上に負担が増えるのではないのでしょうか。また、自治会は行政と平等・対等な立場で自ら統治する機関と位置づけられていくのであれば、なおさら行政と協議する回数も多くなるのではないのでしょうか。今後の自治組織について、先ほどのような構想があればお聞かせ願いたいと思います。これはもう副町長のほうにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小嶋議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、自治会、行政としては自治という言葉がなじみが深くて、住民側からすると町内会、行政区のほうが分かりやすいというようなお言葉でした。確かにそうなのかもしれないというふうに今、思ったところです。

こちらとしましては、要は自分たちで地域をよくしていくという集まりの下に組織をつくっていただきたいという考えで今、進めておりまして、これまで、そういうことを行政側から明示したことが今までありませんので、今回はもう一度、今ある地域の組織、今は行政区ですが、これがこれから先さらに共助体制を強めていく上で、組織として重要になってきますので、いま一度組織の在り方というのを考えていただければというふうに思っております。

呼び方については、議員等のご意見をお聞きしながら、町内会、行政区、呼

び方の問題ですから、どれがやっぱり町民の中にじっくり納まっていくのか、そういうことも踏まえまして、再度検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、自治会長となると権限が増えるのではないかとということですが、私の考えとしましては、自治会という今、明確な自治会組織というのが設定されていないという状況というふうに思いますが、行政区単位ではそういう自治の意識というのはもう既に生まれていまして、自治会的な地域活動というのは行われているというふうに思っています。これが、要するに自治会の活動が活発になれば、その代表者である方たちの権限というのもさらに大きくなっていくことは考えられると、ただ、それを一自治会長だけに全部お任せをしてしまうと大変なことになってしまうので、組織として機能していくように、役割の分担を再度検討させていただきたいという考えでございます。

以上でございます。

議長　　じゃ、3番、4番について3回目の質問。小島裕司議員。

小島裕司議員　　ありがとうございます。

もう一点、副町長にお尋ねしたいと思います。先ほど、馬場議員の答弁の中で、行政区長制度とは、町が行政運営を円滑に行うため、一定のエリアで行政区を設置したという答弁がありました。個人的には、認識としては地縁組織、または地域の生業ができていて、これを小字と呼んでいたのではないのでしょうか。それから大字ができたと考えています。

もう一つ、自治会はあくまでも任意の団体で地縁組織であるため、町では条例化しないという答弁もありました。しかし、共助組織で自主的に活動を行っ

ていくのであれば、一定の権限を与え、地域に職員を配置するとのことでした。一定のルールの下、運営を行うとなると、校区単位で違いが出てくるのではないかと危惧しているところです。

この点について、条例化しないというのが、その根拠が何なのかちょっとよく分からないんですけども、やはり一定のルールは必ず必要だろうと、個人的にはやっぱり大莞校区、木佐木校区、大溝校区、人口も違います、生業も違います、やっているまちづくりの形も違います。大莞では、大莞まつりと大々的にやっぺらっしゃいますが、そのほかの地域では、なかなかそういったものは見受けられません。そこの校区単位でのやる自治組織なり何なりが、大莞ではこんなことをやっているから、大溝さん、木佐木さんもやっぺらっしゃいよというような話になってくると、やはりそれはできないものも出てくるのではないかと危惧しているところです。

まちづくりというのは、やっぱり人づくりだと思っております。この人づくりをいかにして行うかというのが大事なのではないかと、そうなってくると、校区のコミュニティセンターが非常に重要な役割をしてくるのではないかと危惧しております。だから、条例化まではしないにしても、ある一定のルールはやはり決めていただかないといけないのではないかと、認識の違いとすれば、行政側が行政区の範囲を一定に決めたのではなくて、もともとあった小字を大字に変更したというのがあって、地域の生業からできた地域組織だろうと思っております。その認識が違えば、スタート地点が違うんで、なかなか自治会と地域に下ろされても、なかなかうまくいかないのではないかと、その辺の認識のところもうまく調整していただければと思っております。

例えば、昔は苗字で大体どこの地区かと、うちの菰方議員もいらっぺらっしゃいますので、菰方といえば大体前牟田というのが分かったかと思っております。だから、

先に地域があつて、そこに菰方さんがいたんじゃないかと、菰方さんがあつて、地縁団体ができてきて前牟田という名前がついたかと思うんです。だから、スタートが違つると大きく違つてきますので、だから無理があるんじゃないかと、だから、今の区長さんたちに非常に受け入れ難い部分があるんじゃないかと思つております。そこら辺を再検討していただけたらと思つております。よろしくお願ひいたします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 小畠議員のご質問にお答えします。

小字があつて、大字的なものがあつて、そこがあつたからこそ行政区がその後決められたというお話で、どちらが先かということに関しては、ちょっと私自身も確認が取れるわけではありませんので、ちょっとお答えできないんですが、恐らくそういうことだろうというふうに思います。行政の判断として、一定のエリア分けをして、そこで行政の執行がやりやすいように補助的な組織を区長に依頼する制度が行政区長制度ということですから、そのときに、もう既にあつた一定の集まりを指定したということなのかなというふうに捉えています。

今回、だから、捉え方として、もうそこには、小字単位にそういう自分たちで自分たちの地域をよくしようというもう集まりが既にあつたという、小畠議員の考えだろうというふうに思いますが、おっしゃるとおり、私も先ほどから申し上げているとおり、行政区という一定のエリア分けがされてから、そこで地域活動というのはいまもう長年行われてきているわけですから、その地域のつながりというのも非常に強くなっていると、あくまでもその地域の基本的な集

まりがもう既にあるわけですから、そこをもう一度確認していただいて、その地域で、自治会という地域の取組み的なことを行っていくのを再確認していただくということではないかなというふうに思います。

ただ、これから先、少子高齢化で、高齢者の独り暮らしとかどんどん増えてくるわけですから、役員の成り手も減ってくるというときには、その地域だけで担えないというときには、少し広げたところで検討していただくというのも、今回必要なのかもしれないということで申し上げたところです。ですので、今回のこの自治会への移行という、自治会という言葉がちょっとあまりしっくりこないということでしょうけれども、地域での自分たちの共助組織をどういう形でつくっていくのかということについては、今回のこのきっかけを基に、地域のほうでじっくり話し合いをしていただければというふうに思っているところでございます。

それと、その意味で、小島議員が人づくりがさつき重要になると、おっしゃるとおり、私自身もこれから地域を担っていくのはもう人しかないと、その人づくりをどうやっていくのかといったときに、ここでやっぱりキーポイントになるのは地域のコミセンかなというふうに思っています。そのコミセンに今回、町のほうから職員も配置するわけですから、その職員にも活躍していただいて、地域のほうでどういう新たな人材の発掘、あと、つながりをどういうふうにつくっていったほうがいいのか、それと、取組む事業についても、本当に地域の人たちが望む事業をやっていく必要があるというふうに思っています。

先ほどから申し上げているとおり、個別の自治会ではやりにくいようなこと、そういったことを拾い出して、その校区単位ぐらいでの取組みを再度検討していただきたい。あくまで自分たちで、自分たちの地域をどういうふうにつくり

上げていくかということを考えていただくということが今回のテーマですので、行政側から、こちらの地域では祭りをやっているから、こちらの地域でも祭りをしてくださいというふうなことは決してありません。祭りをやることによって地域のコミュニティーが高まっているというふうに自覚をされているので、やっぱりつながっているということもあるでしょうし、それを見て取組まれるのか、取組まれんのか、それよりももっと大事なことがこちらの地区では優先的にあるということであれば、そちらに取組んでいただくということが必要だろうというふうに思います。ですから、その取組みの内容についても、自発的に、そこに関わられる多くの人意見で方向性を定めていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

議長　それでは、最後の協議会等の必要性についての再質問ございますか。

小島裕司議員。

小島裕司議員　副町長、ありがとうございます。

先ほど述べられたことをぜひ文書化して、ルールづくりに役立たせていただけたらと思っております。やっぱり口頭でしゃべってしまうと、なかなか理解し難い部分もあるかと思っておりますので、それが、尾ひれ背びれがつくとなかなかややこしいところになるかと思っておりますので、今の副町長の答弁をぜひ文書化して、各地域にお配りしていただけたらと思っております。

すみません。また、5番目についてお尋ねしたいと思っております。また補完性の原則というのが出てきました。野口裕子議員の答弁の中でも出てまいりました。非常に難しい言葉がいろいろと出てくるわけですが、個人的な理解で

は、自治をできるだけ小さい単位で行い、できないことだけをより大きな団体で補完していくということによろしいのでしょうか。

ここで言葉の定義の話をして仕方がないので、他の市町村を見てみますと、住民との協議会としてまちづくり座談会とか、分かりやすい言葉で住民の参加を促しているところもあります。本町も住民と行政との協働でつくる大木町であれば、骨格ができる前にアンケートも必要でしょうが、広く住民参加を呼びかけ、いち早く協議会を立ち上げたほうがいいのではないのでしょうか。何かと協議会とすると、非常にハードルが高く、敷居が高くなるし、見識を持って発言しないとできないと思っていらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。だから、まちづくり座談会とかいうふうになってしまうと、何かお茶を飲みながら話ができるのかなという感覚に陥るのかもしれない。

今定例会でも可決されました機構改革について、大きく関わることだろうと思っております。先ほどの副町長の話だと、4月1日から自治会組織に移行して、職員もコミュニティセンターに配置するという事です。もうあと3か月ほどしかありません。物理的にこの協議会を発足させて、まとめることができるのでしょうか。もしできないのであれば、必ず4月1日からスタートさせるという話ではなく、6月でも9月でも10月でもいいんではないかというふうに思っております。このコロナ禍の時代、集めて意見を聴取するというのはなかなか難しいのではないかと思っております。

この機構改革に併せて自治組織を計画されるのかを、この4月1日に無理やりされるのかを町長にお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 小島議員のご質問にお答えいたします。

いろいろ貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

まず、自治会の設立について、4月1日からスタートするというのではなくて、実際1年ぐらいかけて、私たちが地域に出向いて説明をしてご理解をいただきたいと、そういうことでご理解いただきたいと思います。ただ、校区活性化協議会、校区コミュニティセンター、これについては、新年度から1人担当職員を置いて、具体的にコミセン活動の充実であるとか、地域活動に対するいろんな支援であるとか、そういうことを始めたいというふうに思っています。

まちづくり座談会という形で、町民の皆さんと積極的に意見を交換する場を設けたらどうかという、非常にありがたいご意見をいただいています。実際、自治会はもうあくまで任意組織ですから、自分たちでつくろうというふうに思っていたかかないといけないし、ご理解いただかなければなりませんので、そのために、私どもしっかり説明をさせていただかれないといけないと思っています。そのときには、当然、校区単位での協議であるとか、もっと言えば集落単位での協議であるとか、そういうことに積極的に私たちも出向いて、本当に地域の課題あるとか、これから地域をどうするかであるとか、どんなまちをつかっていくのかとか、そういうことを率直に協議していかないといけないんだろうというふうに思っています。これは、全く議員ご指摘のとおりでございます。

補完性の原則ということが何回も出てきたということで、ちょっとご懸念されている部分もあるかと思いますが、自助・共助・公助というのが国も言いだして、何か非常に全部住民に丸投げするんじゃないかみたいな、そういうイメージもあったりして、ちょっと不安に思っている方もいらっしゃると思うんですけれども、そういうふうになっちゃいけないと思っているんです。基本的にそういうふうになっちゃいけないと思う。ただ客観的に申し上げますと、やっ

ぱりこれから地域課題というのはどんどん増えてきます。もう少子化が進むし、高齢化も進むし、人口も減ってくる、災害も増えてくるということで、いろんな課題が増えてくる中で、じゃ、それを全部公助で、公的にサポートできるかという、それは無理なんです。

やっぱりまちづくりにおいて、住民がいかに関わるかによって、そのまちの質が変わってきますから、基本的にいかに住民が関わりやすいまちづくりをつくるかと、もうこれに限るわけです。そうなってくると、やっぱり地域で一定しっかりとした軸足を持ってもらう。それと、役場も役場で、今までのちょっと効率の悪い縦割りとか、そういうことも見直して、それでもって新しい関係づくりをしていくということの一環として自治会がありますし、機構改革もやりましたし、それを実現する目標として総合計画に反映をさせているという、そういうつながりの下で今、動いているわけであります。

本当に分かりにくいんで、住民の皆さんも随分いろいろ混乱されている部分もあるかと思えます。それはもう私たちの説明不足の部分だと思いますけれども、4月、新年度に入って、地域には具体的にそういう説明、校区でいろんな活動をさらに充実させていく、そういうことにはまず着手をしたいというふうを考えている。その中でしっかりと住民の皆さんと意見交換をしていきたいというふうに思っております。

議員の皆さんも、これはまちづくりに関することですので、本当に一緒にそういう活動の場に出てきていただいて、一緒に議論していただいて、このまちをどうするのか、本当にもうこれから大変な時代になるけれどもどうしていくのか、集落によってはもうどんどん戸数が減っているところもあるし、もう自分ところだけではできないという悩みを抱えているところもあるわけです。そういうことも含めてどうしていくのか、考えていけないといけない時期に来て

いることは間違いありませんので、ご支援よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長 通告の時間は終わりましたが、最後、何か、3問目。小島裕司議員。

小島裕司議員 ありがとうございます。答弁はもう必要ございません。

大木町の将来展望は、人口減少、それから高齢化時代を迎えて減退していくと経営環境診断調査では書いてあります。この住民説明会が行われたところにも、人口減少、少子高齢化に伴う社会活動の減退とかいうふうに書いてあるんです。これを踏まえて改革、改善を図ろうとしていることはよく理解できますが、個人的には、不安をあおってものを買わせる、いわゆる電通テクニックというものだと思っております。「住み続けたいと思える持続可能な循環のまちおおき」を進めるのであれば、経営ビジョン、「めざす町の姿」をもっと夢のあるものにすべきではないでしょうか。医療や介護費用が膨らむ、また税金が落ち込む、だから小さい行政、縮小社会を目指して総合計画を立てられると思っております。人口減少を解消するにはどうしたらいいのか、また、税金を増やすのにはどうしたらいいのか、健康寿命を延ばすのには何が必要なのか、もっと議論をする余地があるのではないのでしょうか。

先ほど町長が答弁されたとおり、その答弁が一番最初のページに載ってくると思っております。人口減少になりますと税金が少なくなりますよ。どうしますか、皆さん。だからみんなで助けましょうよ。何か不安をあおっているような形にしか思えません。だから、余計に住民の皆さん、不安がるんだろうなと思っております。この辺、実際そうなのであれば、やっぱり

レーキを踏むことも大事なのではないかと考えております。この辺、非常に検討されて、また住民説明会に臨んでいただければと考えております。

以上です。ありがとうございました。

議長 以上で、小島裕司議員の一般質問を終わります。

もう町長から、ぜひにとの申出がございましたので、10分間休憩を取りたいと思います。再開を2時とさせていただきます。

休憩	13時48分
再開	13時57分

議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、7番、益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員 議席番号7番、益田隆一でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

午前中から、大変白熱した議論で、初めてじゃないでしょうか、こんなふう
に時間がみっちり、私もしっかりと50分議論させていただければと思います
ので、よろしく願いいたします。

今回は、本町における高齢者問題に対して、本町の取組みはどのようになっ
ているのかお尋ねします。

単に、一言で高齢者問題といっても幅広い問題であります。実は、去る10月19日に行われた女性ネットワークおおきの方々と、大木町における様々な問題について、グループトークにて話し合う機会がございました。もしかして、女性ネットワークおおきの関連の方々が来られて聞いておられるかと思いますので、念のため申し上げておきますが、我々議会としては、決して軽く受け取っておらず、こういった質問、声というのは大変重く受け取り、今回の質問にさせていただきました。

大きく4つの分類に分け、1つ目は男女共同参画、2つ目は新規農業者支援、3つ目は少子化対策及び子育て支援、そして4つ目は高齢者問題に對してでした。その後のアンケート結果を踏まえても、「正直、時間が足りなかった」という回答が多く、私自身もこれだけの問題に對して、女性ネットワークおおきの方々の真剣な町のことに對しての思いを感じ取ることができ、時間が足りないことはもちろんのこと、これからもこういった機会を設けていき、少しでも多くの声を聴いていきたいと思った次第です。

私のグループは、主に高齢者問題に對してのトーク内容でしたが、買物や病院などの交通手段の問題、電話詐欺、コロナ禍での交流が満足に行えないなど、全国的に見ても同じ悩みで問題になっていることばかりでした。そして、以前から何度も申し上げている空き家問題です。

この問題は、女性ネットワークおおきの方々だけではなく、地域住民そして区長さんたちからも心配の声が上がっております。私はこの問題を議会で何度も取り上げてきました。そして、空き家を減らすための提案もさせていただいたつもりです。

そこで、今現在、大木町の空き家の数はどれぐらいなのか、空き家バンクは充実した内容で執り行っているのか、空家等対策協議会ではどのような対策を

考えているのか、お尋ねします。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 7番、益田隆一議員の一般質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、適正に管理されていない空き家等が、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしていることなどを背景に制定された、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行され、市町村が空き家対策を進める枠組みが整いました。本町においても、空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施するために、平成30年3月に大木町空家等対策計画を策定しております。

議員ご質問の今現在の大木町の空き家の数については、行政区長にもご協力をいただき、平成28年度に実施した大木町空家等実態調査の172戸、空き家率5%で、各地区ともに世帯数に対してほぼ一定の割合で空き家が生じている結果となりました。平成30年住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数はおよそ846万戸で、5年前に比べて26万戸の増加、空き家率は13.6%と、0.1%の増加となっています。

次に、空き家バンクの充実については、現在大木町空き家バンクには13件の登録があり、町ホームページに情報を公開しています。今後は、福岡県空き家バンク制度も活用し、中古住宅流通を活性化させ、空き家の有効活用促進を目指す取組みを進めてまいります。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を調査審議する大木町空家等対策協議会を平成29年10月に設立しました。本協議会は、外部有識者等による委員

12名と町長によって構成されています。

本町における空き家対策としては、出前講座による所有者等の意識向上、空き家バンクによる空き家等の利活用の促進、解体補助等の特定空き家等に対する取組み、住民等からの相談に対する適正管理指導を行っています。

空き家等に関する問題は多岐にわたることから、今後も建設水道課を総合窓口として、町関係部署や弁護士、司法書士といった専門家、町内の協力不動産会社など、専門業者等と連携した体制の構築を図ってまいります。

空き家の増減は、人口変動や高齢化の状況等に大きく影響を受けます。今後、本格的な人口減少と高齢化を迎えるに当たり、空き家になる前の対策を念頭に、先手を打った空き家対策を講じていきたいと考えています。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、本町における高齢者がかかえる問題（課題）についての再質問ございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員　課長の答弁の内容で数としては把握できました。

以前から私もずっとなぜこれほど何度も議会で取り上げているのか。先ほど午前中の副町長の答弁では「職員はまちづくりのプロです」と断言されておりました。私もしつこいようですが、空き家問題に直接関わり、恐らく職員の方々よりも多くの方の悩みを聞いている自信がございます。自称「空き家プロ」と勝手に言っておりますが、そこで聞いている問題は、当事者である本人ではどうしようもできないという問題が大変多ございます。

それに付随する、空き家だけではなく、空き地、放棄地、必ずその空き地、放棄地も問題になってきております。既に空き家、空き地になっていることも

問題である。それよりも心配していることは、これから空き家、空き地になるであろう予備軍、これは何年も前から申し上げておりますが、この空き家、空き地、放棄地になる大きな要因の一つに相続登記、これも以前から私は申し上げております。今現在の国の法律では、とても強い所有権という権利があるがゆえに解決できないと、実はそうであります。これは職員としても同じ考えだと思います。

実際に、私があずかっている案件を例に申し上げますと、僅か10平米、3坪にも満たない小さな土地なんですけれども、その相続登記を行っていないと、所有者が不在している、その僅か3坪の土地のために、隣接している自分の土地を簡単に処分することができない。これは1人ではないです。こういったケースはかなり大人数ございます。

また、ある方は建物だけ相続登記を行っていないと。自分が建て直しを考えているんですけども、その建物の所有者が自分の亡くなっている祖父か祖母どちらかだったと思いますけれども、その名義になっていまして、解体したいんですけども解体できないと。解体するためだけの相続登記が必要になったわけなんです。実は、その相続登記を行うための相続人を諮ってみたところ大変数が多く、実際外国にいることも判明しまして、驚いたことにこの相続登記だけで100万円以上かかることになりました。ただ、ぼろぼろの家を壊すためだけの登記で100万円以上かかって、さらに別途解体費用もかかると、全く意味のない無駄なことのように見えますが、法律上解決しないということなんです。

そして、農地を含む空き家を相続された方も処分に困っていると数多くおられます。これは実際に、全国どこでもなく大木町で起きていることであり、こういった事例はほんの一例であり、このように相続登記をしないことには、

後々大変になるということでございます。

本町には後世にツケを残さないというフレーズを数多く使用しておられることかと思えます。このままでは、後世にツケばかりが残る可能性が大変多く、食の景観を見守るどころか、空き地、空き家の景観を見守ることになってしまいます。

先日も、区長会長とお話をする機会がございました。各校区の区長も、最近では空き家が目立つことが大変多いと。これから空き家になる可能性の高い家が数多くあるという声も聞いております。全国平均からすると、本町の空き家率は大変低いと町長もよくおっしゃられておりますが、確かに目に見えるだけでも増えているのは実感できると思えます。誰の目で見ても分かるように、こういったことが起こると分かっていたため、以前から役場窓口での相続登記を促し、総合窓口的なコンシェルジュの配置、そして空き家の発生を抑制するための特例措置を町民に周知してもらうことを進めておりました。

以前の答弁内容では、平成30年12月の一般質問にて、相続登記等が不十分ため所有者不明化が起こり、身元及び相続人等が不明、納税通知書が届かず、固定資産税が未納になっている件数をお尋ねしました。当時の答弁では、平成28年度、法人も含む8件の26万400円、平成29年度、8件の29万2,500円、平成30年度、9件の35万4,800円でございます。この10件にも満たない件数であれば、ゼロになるのを目標に解決に向けて努力していただきたいと要望しておりました。

あれから丸2年が経過し、所有者不明化している件数及び金額は減ったのか、そして、先ほどの特例措置を利用した町民がどれほどおられるのか、お尋ねします。

議長 税務町民課長でよろしいですか。

益田隆一議員 はい。

議長 それでは、答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 7番、益田隆一議員のご質問にお答えいたします。

固定資産税の納付書が届かない件数のまずお尋ねですけれども、まず先に件数だけお答えいたしますと、令和元年度が8件、令和2年度も同じく8件という数字になっております。

実際、同じ8件でも、毎年1件とか相続不明とかを解消して、送付先とかを発見しているんですけれども、新たな1件が発生するというような状況で、今のところ、いちごっこで8件での現状になっているという状況かと思えます。

それと、もう一件お尋ねの空き家の譲渡所得の3,000万円の特別控除についての申請件数でのお尋ねでございますけれども、相談等は何件かあっておりましたけれども、実際、最終的に条件に合致する件数は1件ということで、特別控除を行われた方は今のところ1件という状況になっております。

以上で、7番、益田議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 それでは、本町における高齢者がかかえる問題（課題）についての3回目の質問、お願いいたします。益田隆一議員。

益田隆一議員 8件ですね。元年、2年、8件、8件、件数がほとんど変わらないという回答でございました。解決したにもかかわらず、さらに増えたの

か、もしくは、この特例措置を利用していないということであれば、必要なかったのか、しかも、その1件は実際私が直接携わった案件だと思いますので、実質ほぼゼロなのか、まだまだ周知できていない状況ではないかと思います。

この空き家の発生を抑制するための特例措置というのは、改めて復唱しますが、相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、取壊しの後、土地を譲渡した場合には、土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除するというものであり、解体した件数に比例して増えることが予想されると。

簡単に言いますと、相続した空き家を壊して売れば、売った人は税金がかからないと、3,000万円までなので、大木町では該当する件数がほぼないんじゃないのかなど。ということは、売却したいと考えている人にとっては物すごくありがたい特例措置なんです。時限立法であります、恐らく更新されていくことではないかと予想されます。

実際に、私が質問した平成30年からの大木町での解体した件数、これは一応税務町民課のほうにお尋ねしましたが、平成30年度に61件、令和元年度は54件、途中経過ではありますが、現在令和2年度の件数は34件です。合計した149件もの解体した件数の中で、果たして、この特例措置が該当していた件数がどれほどあったのかは定かではございませんが、実際に1件だけしか申告されていなかったということは、実は全く知らなかった町民がおられるかもしれないと。

そういった中、私は、社会福祉協議会が執り行っている事業が、大変興味ある内容であり、今回のことに関連している内容でございましたので、ここでえて取り上げたいと思います。

執行部の方はご存じかと思いますが、大木町内の75歳以上の独居及びご夫

婦の方でお住まいの方約350世帯に対し、コロナ禍における健康状態等を調査した高齢者実態把握調査です。内容はこちらに添付してあります総合チェックリストを見ていただければ分かるんですが、この総合チェックリストと書いてあるこの添付資料を、郵送のやり取りではなく、その350世帯の方に直接訪問して、直接そのご本人にヒアリングして聞いておられるということです。

私が一番驚いたのは、この17番、身長・体重とございますが、これを全て本人の了承を得て、情報を得ているというところなんです。これは簡単なように見えますが、恐らく本人と相当な信頼関係がない限り、身長や体重まで測らせてもらえるというのは、なかなかないのではないかと思います。

この全ての内容をデータ化し、分析することができるのはもちろんのことですが、この調査にかかった費用というのは僅か80万円。この80万円で社会福祉協議会が受けていただいたということです。

これも福祉課の方にお尋ねしましたが、あるコンサル業者の方に聞いたところ、この内容を調査する場合は全て郵送、これはコンサルの場合ですよ、全て郵送でのやり取りであれば、80万円程度でできるということだったらしいんですが、この予算内で直接訪問し、直接話をするのができるのは社会福祉協議会という、町民にとって身近で信頼ある団体でなければなし得ないことだったと思います。

私はこの事業が今年1年で終わるのは大変もったいないと思っております。というのも、今現在の社協の事務局長に話を伺ったところ、この事業を携わる中で改めて感じ取ることが数多くあったそうです。大木町内の75歳以上全ての高齢者に直接お会いすることで、郵送や電話などのやり取りでは分からなかった軽度の認知症、命の危険があったことを事前に察知することができたこと、会うことにより、コロナ禍の中で心配されておられることを肌身で感じるこ

ができたという内容でございました。

これだけの情報量と、一人の漏れもなく調査することができ、安心・安全な暮らしを町民に実感してもらえることはとてもすばらしく、350世帯を80万円の予算、1世帯に換算すると僅か2,300円にも満たない予算で事業を行っていただいた社協の職員の方々には頭が下がる思いです。これは1年と言わず、これを継続して行い、データを蓄積、分析することにより、今後の大木町の高齢者に対する取組みが変わってくることと思います。

そこで、私は社協の事務局長に、この空き家の根本的な問題である相続登記に関する問題と、今回のこのような事業と一緒に取組むことができないかと相談させていただきました。

というのも、大変失礼な言い方になりますが、失言になるかもしれませんが、今回の実態調査された75歳以上の独居及び夫婦世帯の方々は、空き家予備軍となる可能性が高い方になります。以前から申し上げているとおり、空き家になったものを解決するより、空き家になるおそれのあるものを事前に解決したほうが圧倒的に簡単であり、解決する可能性が高いということです。

添付しております空き家に関する意識調査、このアンケートですが、これは私が独自で町の法律家の方々と協議をし、今まで経験した内容や今後必ず聞いておく必要がある内容など、空き家の解決に関する質問を全て網羅した事項でございます。この内容を全て回答していただいた場合、100%回答していただいた場合は、断言まではできませんが、恐らくほぼこの問題解決の糸口につながると思います。

そこで、この取組みを行っている社協と空き家問題に関する取組みに力を入れたいというところを組み合わせる協議を行ったところ、「このアンケートを取ることが可能です」と社協の方々から回答をいただきました。これは普通の

アンケート調査に見えますが、この内容を町内全ての75歳以上の方々に直接聞くことができるというのは大変画期的なことだと思います。

法律家の方もおっしゃられておられました。普通、相談に来られる相談者は、問題解決を希望しているから自ら来られると、だからいいんですと。ただ、空き家になっても放置しそうな人にこそ、意識改革が必要だと。このアンケート調査を取ることによって、そういったことに対して意識して自覚してもらい、解決へと導くことができます。

今まで役場の窓口で職員が聞きにくい大変デリケートな質問ですけれども、この社協と連携することによって、社協という別の窓口によって、僅かな予算を投じることにより、これから発生する可能性のある町の空き家、空き地問題が解決することになれば、町にとって生きた予算の使い方になると思います。

役所では難しい業務も、社協とうまく連携していくことにより、解決が困難であったことも、解決に結びつくことが可能です。こういったことに関する予算は積極的に投じていくべきだと思いますし、高齢者実態把握調査にかかった予算80万円は、個人的には倍以上つけても予算化すべきだと思います。

これは、私からの提案になりますが、本来であれば、福祉課長の田中課長にお尋ねすべきところですが、副町長と思ったんですが、今日は副町長が大変午前中活躍されておられましたので、また町長よろしいですか、決定権者である町長のほうにこの予算の以降の考えをお尋ねしたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田隆一議員のご質問にお答えしたいと思います。

本当にしっかり調査されて、事前に検討していただきまして、本当にすばら

しいご提案をいただきまして、ありがとうございます。

社協に委託している事業の内容等については、ちょっと私は正直個々でしっかり把握をしておりませんが、議員おっしゃるとおり、この80万円でできる費用対効果というか、実際非常に重要な調査をしていただいて、それをしっかり後に生かしていければ、ひとつ、空き家だけじゃなくて、高齢者対応、いろんところでやっぱり生かしていけるんじゃないかということも私も確信をいたしました。

それはそれで担当課のほうと協議をして、調査するだけではなくて、しっかりこれはデータベース化して、じゃ、どうこれを生かしていくのか、そこら辺もしっかりやらないと、80万円という僅かな金額であっても、それをしっかり生かし切れるところの対応まで考えていかないといけないと思っていますので、それはそれで、議員のご提案をしっかりと生かしていければというふうに今感じたところであります。

空き家対策に関しましては、議員がおっしゃるように、これまで再三ご指摘をいただいています。はっきり言って、空き家対策というのは非常に難しい面があって、町でどういう対応をしていくのかというスタンスがなかなか定まらないという、一言で言って、空き家対策に関しては事後対応に追われてきたのではないかなという、そういう感想を持っています。議員おっしゃるように、やっぱり予防策をいかに取組んでいくのかというのが非常に重要な点であります。空き家が発生しない、もしくは空き家を十分活用していく方向につなげていくためにどうしたらいいかということもしっかり、まず情報を収集しデータベース化をして、必要な対応をしていくということが重要じゃないかなというふうに思っています。

いろいろ空き家対策について、どういう対応していくのかというのはござい

ますけれども、町として考えているのは、そういう予防策を含めて、しっかりとその空き家に対する啓発活動。空き家担当のほうで、地域に出向いて出前講座という形で、空き家の内容について住民の皆さんにお知らせしている。ただ、今年がちょっとコロナ禍で具体的にできなかったというところもありますけれども、そういう取組みもやっております。

町ができることは、一つはしっかりそういう周知徹底をするということと、あと危険な特定空家対策ですよ。やっぱり空き地もそうですけれども、放置された空き地であったり空き家が周辺地域に迷惑をかけるというか、場合によっては危険を及ぼすこともあるわけですから、そういうところの対応に実際は追われているというのが実態じゃないかなと思っています。

あと、空き家の活用の面も、町としてはしっかり進めていく必要があるんだろうということで、今まで答弁差し上げていたと思うんですけども、空き家の活用に関しては、実際今までの経過を見ると、これは民間の方の力を借りると、しっかり情報等で連携できるところ、あと県の空き家バンク等を活用して、基本、空き家の活用に関してはやっぱり民間の皆さんの力を借りるところで整理をしていく必要があるんじゃないかと今考えているところです。

いずれにしても、空き家対策というのは、地域でこれからますます深刻になることは見えていますので、そういうことに対して、今議員がご提案いただいたように、いろんな取組みをする中で、1つはこのアンケートでしっかりデータを蓄積していく、もしくは、この間ある区長さんからご提案いただきましたけれども、区長であれば、例えば引っ越すときに挨拶に来られたりして、引っ越し先とかの連絡先を交換できるかもしれないと、そういうのを例えば地域にお願いしたらどうかと。個人情報の問題とかいろいろあるので、何でんかんでんさらけ出すわけにはいけませんけれども、そういうようなことも、地域の皆さ

んにもいろいろご協力をいただきながら、総合的な空き家対策がどうあるべきなのかという、全体の制度をしっかりと固めて、特にそういう予防策をどうしていくのかということはしっかりと取組んでいく必要があるということを、議員のご質問の中で改めて感じさせていただいたところであります。

以上でございます。

議長 —— 益田議員、質問の規定の回数は終わりましたが、若干時間が余っておりますので、余っておりますというか取っておりますので、一言だけお願いをいたします。

益田隆一議員 大変町長もお疲れ模様でございます、まだ終わったわけではございませんが。正直、町に潤沢な予算があるわけではないと、私も重々理解しております。しかし、町長もおっしゃられたとおり、この予防線を張ることによって、実際は安く済んだというのが一番望ましいような形になるのではないかと思います。

ぜひ、これは私も聞いたんですけれども、この令和5年度から始まる第2次地域福祉計画ですか、こういったところにも先ほどの内容をぜひ検討していただいて取組んでいただければと思います。ぜひ、予算のほうを検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長 以上で、7番、益田隆一議員の一般質問を終わります。

それでは、引き続き、9番、徳永伸行議員の一般質問を許します。徳永伸行議員。

徳永伸行議員 議席番号9番、徳永伸行でございます。議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。

1つは、大木町の豪雨対策は現状で大丈夫かということと、ミドリガメ駆除についてお伺いしたいと思います。

今年10月に、総務建設産業常任委員会で研修の一環として、大木町の水源である日向神ダムから山ノ井堰、花宗堰、それから花宗川の調整池——私たちは「ちょうせいいけ」と呼んでいましたが、正確には「ちょうせいち」だそうです——それと、水不足が生じたときに筑後大堰から水を流してもらう筑後導水施設、それに筑後川に流れ出る山ノ井水門、それから花宗水門と見てきました。

最近、今まで経験したことのない豪雨、50年に一度と言われる大雨がここ数年続いております。大木町でも増水や越水による浸水被害が発生しています。大木町では、災害対策は十分できているのか、現状のままでいいのか、現状を把握する必要を感じ、視察研修を実施しました。

その中で、花宗川の大雨のとき雨水をためる調整池は、まだ1か所しかできておりません。計画では大体2か所を造る予定だということです。先ほど、中島議員のところで課長から紹介がありましたけれども、残りの1か所はいつ出来上がるのかをお尋ねします。

今年は、大雨警報が出されたとき、これもさっき中島議員のところで話が出た件ですけれども、事前に堀の水を底が見えるほど落として対応されました。掘割の役割を再認識したところでした。結果、どうだったのかをお尋ねします。

台風の時にも同様な対策を取られて水を落とされましたが、台風通過後、さほど雨が降らず、水量が十分確保できない状態が数日続いてちょっと心配しま

した。私のところにも「水が不足しているけれども」という問合せがあったことは今年、まだ新しいことです。ほかに対策はなかったのか。

次に、山ノ井川の堤防かさ上げ工事の準備が始まっています。県の事業と聞いていますが、山ノ井川の堤防かさ上げ工事では、大木町ではどのくらいの効果があるのか、どのくらい改善できるのか、想定できる範囲でいいのでお尋ねします。

次に、ミドリガメの駆除について伺います。

最近、堀からヒシ、それからレンコンがなくなりつつあります。私は昨年より、田んぼと堀で栽培を試みました。昨年は種取りのために田んぼで栽培して、今年は種を堀と田んぼに植付けしました。しかし、堀のヒシはカメに食べられてしまい、全く根づかず終わりました。それから、田んぼに植えた分は一時繁茂しましたが、数匹のカメが田んぼに入り込み、食べられてなくなっていました。ただ、田んぼの周りにあぜ波板を設置し対策して、侵入を防ごうと思ったんですが、カメを完全に除去できず、結局なくなっています。

前の公民館長さんが堀にレンコンを植えられ、昨年まではかなり繁茂して、レンコン掘りできるまでになっていましたが、今年はなくなりつつあります。病気かもしれないという声もありますが、ミドリガメが入り込んでいるため、カメの可能性も大いに考えられます。

レンコンの種子とヒシの種子は何とか確保できたので、来年もトライしますが、来年は田んぼでの栽培はできないかもしれない、ちょっと法人の計画が入ってきましたので、残念ながら田んぼではできないだろうと思っています。いずれにしても、堀での栽培ができなければ意味ないと思っています。

継続可能な対策を検討してはどうだろうかと、堀の再生のためにも必要だと思っていますがいかがでしょうか、お尋ねします。

議長　それでは、答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　9番、徳永伸行議員の一般質問にお答えします。

まず、私から、1、大木町の豪雨対策は現状で大丈夫かについて答弁させていただき、2、ミドリガメの駆除について伺うについては、企画課長が答弁します。

議員ご指摘のとおり、令和2年7月豪雨をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨など、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予想されています。ご質問では50年ということでしたが、100年に一度とも言われるような災害が、これから毎年どの地域で起こっても不思議でない状況を鑑みると、気候変動に合わせた形で、様々な防災・減災対策が必要であります。

1点目の花宗川の調整池については、福岡県が事業主体となり、平成27年度に事業化されました。集中豪雨などの局地的な出水により、花宗川の流下能力を超過する可能性のある洪水を、筑後川に入る前に、一時的にためる2つの調整池が計画され、平成29年に八女市新庄に容量2万4,600トンの1号池が完成しております。容量1万3,000トンの2号池につきましては、八女市前古賀で、現在用地買収が完了し、令和3年度末の完成を目標に事業が進められています。

2点目の落水、すなわち事前放流でございますけれども、効果につきましては、大雨の数日前に水路の貯留水を放流し、雨水貯留容量を確保することで、雨量時の水路下流への流出量を人為的に軽減させ、水路や川の溢水による家屋、農地などの浸水被害を軽減するもので、今年度から本格的に実施しています。

事前放流は、豪雨、洪水時における防災・減災の実践的で有用な手段の一つとして、柳川市をはじめ各地で実施されています。かんがい期と豪雨、洪水が重なる本地域では、降雨状況を見極めながら、その都度、広域的な取組みとして下流域と連絡調整を取り、水門や樋管等の操作により事前放流を行っています。

本町の水路の総延長は、国営水路を含め約214.7キロメートル、おおむね本町から鹿児島までの距離に匹敵し、面積にすると約250ヘクタール（2.5キロ平方メートル）、町の総面積の約14%を占め、降雨時の最大貯留容量は600万平方メートル以上と推測されます。ちなみに、那珂川上流に位置する南畑ダムの有効貯水容量が556万立方メートルですから、事前放流した水路が大量の雨水を受け入れ、ダムの役割を果たして、冠水被害を軽減する役割を果たします。

3点目のほかの対策については、予想雨量が過少であると、事前放流が遅れ浸水被害が増大し、逆に、予想量が過大であると、事前放流により貯留容量を空にしたものが増えず、水不足の状態になる可能性があります。

事前放流は予想雨量により、上下流域と連絡調整を取り、放水量の程度を変えて行い、大事な農業用水や防火用水を吐き出してしまいますが、冠水や農業被害は間違いなく軽減されるので、先人の知恵と、それを生かした新しい工夫、そして、今も昔も堀と生きる町の人々が、自らの手で自らの命を守る取組みとして、農家を中心に住民の理解を得ていきたいと考えています。

筑後川下流用水事業として、筑後大堰上流から取水する筑後導水路から、安定した用水の確保が可能となっておりますので、引き続き事前放流の方法等について、地元で理解を求め、研究していきたいと考えています。

4点目のかさ上げ工事の効果につきましては、山ノ井川の管理者であります

福岡県が事業主体となりまして、総事業費 24 億円をかけ、浸水対策重点地域緊急事業により、令和 5 年度の完成を目指しています。本町においては、今年度から福岡地区に架かる正原橋の架け替え工事に着手する計画となっています。

堤防のかさ上げを集中的に実施することで、浸水被害の軽減を図り、浸水面積及び床上浸水が減少するものです。一部の地域では、山ノ井川に排水できないところがあるため浸水は残るようですが、本町においては、浸水面積及び床上浸水等の被害は、おおむね解消する計画となっております。

今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、気候変動による水災害リスクの増大等に備えるため、これまでの治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働して、水害を軽減させる流域治水へと転換し、ハード、ソフト一体の事前防災対策を加速して、流域治水を計画的に推進してまいりたい所存です。

以上で、9 番、徳永伸行議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 続いて、答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 9 番、徳永伸行議員の一般質問にお答えいたします。

ミドリガメの駆除については、平成 28 年度から同 30 年度までの 3 年間、外来種生物駆除事業としてミドリガメの駆除と処分を行っていただいた地区に対し、1 匹当たり 200 円を交付して、活動支援を行いました。5 地区において実施され、2,600 匹以上のミドリガメが駆除、処分（堆肥化）されております。

この取り組みによって、食害に遭っていたヒシが復活したなど、一定の成果があったものの、この事業を通して、地域の方々に堀に対して関心を高めてもら

うことも目的の一つとしておりましたが、ミドリガメを捕ること自体に意識が向いてしまった地区があったほか、実施する地区が限定され、全町的な取組みとして広げていくことができなかつたこともあり、一旦事業を終了したところ
です。

ミドリガメをはじめ、ブルーギルやブラックバスなどの外来生物の侵入は、生物多様性を崩壊させる大きな要因の一つとなります。特にミドリガメは、議員ご指摘のとおり、ヒシやレンコンを食害するなどの直接的な被害があることから、今のところ、防除する以外有効な手だてはないと思われ
ます。ただ、堀は開放水域でネットワーク化されているため、ミドリガメは自由に移動できることから、1地区だけ取組んでも成果は出にくいと思われ
ます。一定の水系ごとにまとまったエリアで、粘り強く防除していくことが必要ではないかと考えております。根絶させることはできませんが、コンスタントに防除していけば、数年単位の時間を要することにはなりますが、徐々に低密度化させることができ、被害を抑えることができると言われて
います。

ミドリガメが大繁殖した兵庫県加古川市のため池群では、10年間の地道な防除活動の結果、現在では低密度管理が実現し、ガガブタなどの希少な水草が回復したという事例があります。この取組みを指導した和亀保護の会の西堀智子さんは、取組みのポイントを「負担になれば継続しない。『地域のために、地域のみ
んなで』という『地域づくり』の視点を持ち、楽しく、地域で自立して、トータルに行うことが大切」と言います。「地域で取組むアカミミガメ防除4箇条」として、「1、お金が要らないこと（予算があるのははじめだけ）、2、つらくないこと（志が高くてもハードな作業は続かない）、3、得になること（ご褒美があればより効果的）、4、楽しいこと（長く続けているとマンネリ化してしまう）」を掲げて、息の長い取組みを行っています。

地域の置かれている状況や地域住民の意識など、本町と加古川市では違いがあると思いますが、参考になるのではないのでしょうか。いずれにしても、身近な環境である堀の生態系が壊れかけていることは既成の事実ではありますが、なかなか具体的な取組みには至っておりません。

先日、施行された福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例において、本町では、セボシタビラというタナゴの仲間が指定希少野生動植物種に指定されることになっております。この淡水魚は、世界で九州北西部にしか分布しておらず、近年、生息が確認されているのは僅か4市町のみとなっています。大木町を含む有明海沿岸の水田地帯には、このセボシタビラのほか、ニッポンバラタナゴ、アブラボテ、ヤリタナゴ、ツチフキ、ゼゼラなど、世界的に見て希少性の高い淡水魚類が集中的に生息し、最高レベルの生物多様性を有していることが分かってきました。

このことを公益財団法人世界自然保護基金ジャパンは、日本にとっての財産であると同時に人類の共通の財産でもあると称賛する一方で、我々は人類の代表として、この地域の水生生物を絶滅させないよう、上手に共存していく必要があると指摘しております。

先人が1000年以上前にこの地に堀を巡らせ、たゆまなく水田稲作を営み、堀を維持管理してきたことにより、たくさんの生き物たちが命をつないできました。しかし、私たちの暮らしの変化とともに、多くの水生生物が絶滅の危機にさらされていると、専門家は警鐘を鳴らしています。

私たちは、堀の管理に頭を抱えることもあります。しかし、他の市町村がどれだけ望んでも手に入らない生物多様性というかけがえのない宝が、足元にあることに気づくことができました。この宝を、私たち世代で途絶えさせることなく、次の世代にバトンタッチしなければなりません。そして、このことが私

たちの誇りとなり、持続可能な取組みとなるようブランド化を、併せて図っていくことも重要ではないかと考えております。

以上で、9番、徳永伸行議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、豪雨対策の1点目、調整池の完成はいつかということにつきまして、再質問ございますか。

徳永伸行議員　いや、それはいいです。

議長　じゃ、もう次の問題にいきたいと思います。落水の効果についての再質問はございますか。徳永伸行議員。

徳永伸行議員　工事全般についての質問になると思うんですけども、工事はほとんど国や県の事業だと思います。かなり高額な事業になり、町自体での工事というのは非常に難しいものがあると思います。町単独ではなかなかできないと思いますし、国、県の補助がないとできない事業がほとんどだと思います。町独自の事業が何かあれば教えてください。

議長　答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　9番、徳永伸行議員の再質問にお答えします。

町独自の事業、取組みについてということでございます。

1点目につきましては、山ノ井川及び花宗川に排水する樋管等の改修、こちら事業費でいきますと2,000万円ほどございまして、昨年度末までに6

か所が完成済みでありまして、本年度末で5か所完成予定となっております。改修の内容ですとか規模に大小はございますけれども、昨年度と今年度で11か所が完成する予定でございます。

もう一点につきましては、笹淵地区をはじめとしまして、冠水対策として道路のかさ上げ工事、こちらにつきましては5か所、事業延長でいきますと540メートル、事業費では約1,800万円を計画しております。こちらにつきましては今年度末には完成する予定でございます。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、大木町の豪雨対策の現状についてということで、3回目の質問でございますか。徳永伸行議員。

徳永伸行議員　先ほどの質問の中で、堀の水を底が見えるほど抜いて大雨に対応してあるんですけれども、集落内の堀の泥土を除去すれば、もっと効果上がるんじゃないかなと思います。ちょっと例を挙げて言いますと、ふじき整骨院の南側の堀ですが、高邦会病院までつながった流れになっています。しかし、この堀の水深は、浅いところでは50センチほど、これは西のほう、高邦会病院の南側の辺りになりますけれども、そのくらいになっています。今年、水抜きされたとき、ほとんど水は落ちていません。高邦会病院の付近で南側のほうで泥土がたまり、水が流れなくなっていると思われま。

こういうところは、まだ他の地域にもあるのではないだろうかと思えます。こんなところを改善すれば、もっと効果があると思えますがいかがでしょうか。泥土の問題は結構大きな問題であると思えますけれども、できればお願いします。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 徳永伸行議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、水路の堆積土砂である泥土を撤去して、いわゆる水路の容量を増やしておくということにつきましては、豪雨時のリスクを軽減できることから、治水効果としては十分効果のある施策であるというふうに認識しております。

本町での現在の取組みとしましては、泥土の処分につきまして、地域での現地処分をお願いしているような状況でございますが、この堆積しております土砂につきましては、木くずやごみ類の混入があるために、しゅんせつした泥土をいわゆる肥料として田んぼに還元していた時代とは違いまして、現在では、のり面ですとか畦畔に上げる程度が限界でございます、農地への再利用が難しいような現状でございます。

また、浚渫土砂というのは、そのほとんどが泥土でございます、いわゆる産業廃棄物処理法に規定する産業廃棄物中の汚泥として取り扱われるものでございまして、標準仕様のダンプトラックでは山積みができません。その上を人が歩けないような流動性がある状態のため、再利用するには固化材等により改良する必要があり、水路整備の公共事業を含めまして、処分には多額の費用を要していることから、コスト面についての課題もございます。

町長が午前中申し上げましたけれども、実は国では先日、河川やダムなどに限定しています起債事業であります緊急浚渫推進事業につきまして、ため池、クリークに堆積した土砂の浚渫も対象に、農水省と総務省、それから国土強靱化担当が、地方財政措置の拡充を検討することで合意をしております。いまだ

のり面の崩壊ですとか、泥土の堆積等により、治水、利水機能が低下している水路が多く残っておりますので、引き続き着実な事業促進が必要であることから、費用対効果の検証や新たな財源確保を図るとともに、今後も国の政策の動向等に注視しながら、積極的に調査研究してまいりたいと思っております。

以上で、再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、豪雨対策についての3回目の質問ございますか。

徳永伸行議員　いいえ。

議長　こちらはよろしいか。

徳永伸行議員　できるだけ泥土の上げを少しずつでも進めていただければと思います。

以上です。

議長　それでは、続いて、2点目のミドリガメ駆除について、再質問ございますか。徳永伸行議員。

徳永伸行議員　堀の中から、植物がなくなってしまうています。先ほど課長の答弁の中にもありましたけれども、これはミドリガメやコイが増えているため、餌が少なくなり、何でもかんでも食べ尽くしているのではないかなと思います。

肉食のブルーギル、ブラックバスが現れ、メダカやタナゴなどの小魚が食べ

られ、雑食のミドリガメが現れ、水生植物、魚が食べられ、外来生物に生態系が壊されています。このブルーギルとかブラックバスについては、趣味のため、また鑑賞用のため日本に持ち込まれたもので、飼い切れなくなり捨てられたものだと思います。ブルーギルもブラックバスもミドリガメも釣っても、捕まえても、リリースして食べられることなく、増える一方です。

実はブラックバスは、ムニエルにしたら非常においしいらしいです。私は食べたことはありません。ブルーギルはウマヅラハギ、あれと食感がよく似て、おいしいとは言えませんが、食べられるのは食べられる。ただ、ミドリガメについては、どこかでスッポンと言って提供したら、おいしく食べられたという話も聞きます。

これらの生物は、食欲も繁殖力も旺盛で、簡単に減るとは思えません。希少種の淡水魚も外来生物に侵略されてしまうかもしれません。

兵庫県の明石市では、プールを造って、そこに集めたそうです。ミドリガメ約7,000匹ほどになったそうです。外来生物を1か所に集め、殺さずに減らすことなど考えられないか、できたらお願いします。

議長 答弁を許します。野田企画課長。

企画課長 再質問にお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、兵庫県明石市、それから静岡県の河津町のほうの動物園のほうでも、飼い切れなくなったカメなんかを引き取るような活動をされてやるというのは、一応情報は得ているところです。

実は、この問題については、環境省もやはり見過ごせないということで、この「アカミミガメ防除の手引き」というのを公式に出しておきまして、その

中では、捕獲した個体の取扱いについても触れてあります。このアカミミガメが長いもので40年ぐらい生きるということもありますので、なかなかやはり扱うのが非常に難しいというようなことで、環境省の手引のほうでは、基本的には殺処分ということで書かれているところです。

その中でも、今現在では冷凍処理が多く選択されているということで、今、現実的な方法でないかということになっております。3年間取組んだときに、冷凍で一応安楽死した後に堆肥化するという取組みを行いました。堆肥そのものは、比較的肥効性の高いということで使われたということではありますけれども、今のところ、そういったところでの対応になるかなと思っております。

議員ご指摘のそういった保管プールについては、もちろんそういう場所も必要になりますし、繰り返しになりますけれども、長いもので40年ぐらい生きるということになりますので、かなり長期の取組みということが前提になるかと思えます。

そういうところで、確かに殺処分については、なかなか地元の方々が取組むにはやりづらいというか、そういった一面はあろうかと思えますけれども、今のところ、やはり以前取組んだ取組みが一番現実的かなというふうには思っているところです。

以上です。

議長　それでは、ミドリガメ駆除について、最後の質問。徳永伸行議員。

徳永伸行議員　今の課長答弁の中にもありましたけれども、殺処分は、うちの地区では拒否されました。区長がカメとか殺しちゃなんらんということで、そういうこともあって、我々のところでは取組みしなかったんですけども、あ

れは捕まえて遠くに離してもまた戻ってくるんです。試しにインシュロックタイがありますけれども、あれでマーキングして何度かやったんですけれども、それを2本、3本つけられたカメも現れたんです。そういう意味では、もう殺処分が一番かなというふうには思いますけれども、今後も、みんなが取組みやすい事業を何か検討していけたらと思います。これはもう回答は要りません。

以上です。

議長 以上で、9番、徳永伸行議員の一般質問を終わります。

それでは、お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。次回は、明日12月16日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会 15時02分